



LANDSCAPE PLANNING OF FUJKAWA TOWN

富士川町景観計画

平成27年10月
富士川町

はじめに



富士川町では、『第一次富士川町総合計画』で掲げた「暮らしと自然が輝く 交流のまち」を目指し、地域と行政がともに知恵と力を結集した、総合的なまちづくりを推進しております。その一連の取り組みの中で、平成26年3月には『富士川町都市計画マスターplan』を作成しました。

この度、マスターplanで謳われたまちづくりの一環として、富士川町の美しい景観を保全・発展・継承させていくために、景観法に基づいた法定計画である『富士川町景観計画』を新たに策定いたしました。

景観とは、人々が目で見る、まちの姿かたちのことをいいます。富士川町景観計画では、ふるさとの独自の景観特性を改めて分析しながら、「ふるさとの風土と歴史が育んだ愛着と誇りのもてる風景づくり」を基本理念に、今ある魅力の再認識、課題の抽出を始めとして、景観形成推進地区への展望、無秩序な建築・開発行為等の制限、住民主体となった活動を支援する枠組みなど、景観形成に必要となる事項を網羅的に示しています。

今後は、この景観計画に基づいて、地域の皆さんや事業者の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、富士川町の素晴らしい景観を守り育てていくための取り組みを進めてまいりたいと存じます。

結びに、貴重なご意見をくださいました町民の皆さん、熱心にご審議くださいました景観計画策定委員、景観審議会各位に心から感謝申し上げるとともに、今後とも、町政の円滑な推進にご支援とご協力をくださいますようお願い申し上げます。

平成27年10月

富士川町長 志 村 学

目 次

第1章 景観計画について	1
1. 景観とは ······	2
2. 景観計画について ······	3
(1) 計画の目的 ······	3
(2) 景観計画の位置づけ ······	3
(3) 景観計画の区域 ······	4
第2章 富士川町の景観の現状と課題	5
1. 富士川町の概況 ······	6
(1) 位置・地勢 ······	6
(2) まちの成り立ち ······	8
(3) 自然環境 ······	10
(4) 土地利用状況 ······	11
2. 富士川町の景観特性 ······	12
3. 景観形成に向けた課題 ······	15
第3章 景観形成方針 ······	17
1. 基本方針 ······	18
(1) 理念と目標 ······	18
(2) 本町の目指す景観構造 ······	19
2. 景観形成方針 ······	21
■ 景観形成方針の体系 ······	21
(1) 豊かな自然と調和する風景づくり ······	22
(2) 歴史文化を活かした風景づくり ······	24
(3) 生き生きとした農の風景づくり ······	24
(4) おもてなしを感じさせる風景づくり ······	25
(5) 快適で親しみのもてる風景づくり ······	27
3. 景観形成推進ゾーンの方針 ······	29
(1) 景観形成推進ゾーンの方針 ······	29
(2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針 ······	30
第4章 良好な景観形成ための行為の制限事項 ······	31
1. 基本方針 ······	32
(1) 景観計画に基づく行為制限の考え方 ······	32
(2) 景観計画に定める内容 ······	34
2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項 ······	35
(1) 田園居住景観形成地域 ······	35
(2) 山間集落景観形成地域 ······	38
(3) 森林景観形成地域 ······	41

第5章 景観資源等の質的向上に関する事項	45
■ 富士川町で定める事項	46
1. 景観重要建造物・景観重要樹木	47
(1) 基本的事項	47
(2) 指定に関する事項	47
2. 景観重要公共施設	48
(1) 基本的事項	48
(2) 指定に関する事項	48
(3) 整備に関する事項	48
(4) 占用等許可の基準について	49
(5) 指定が想定される公共施設の例	49
3. 屋外広告物の表示・設置等の制限	50
(1) 基本的事項	50
(2) 行為の制限に関する事項	50
4. 田園景観の維持・保全	51
(1) 基本的事項	51
(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項	51
5. 富士川町独自で定める事項	52
(1) 歴史的まちなみの保全・創出に関する事項	52
(2) 富士川の水辺景観の保全・創出に関する事項	52
(3) 眺望景観の保全・創出に関する事項	53
(4) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項	54
第6章 計画の推進に向けて	55
1. 景観まちづくりの考え方	56
2. 計画の推進に向けた施策	57
(1) 景観に対する町民意識の醸成	58
(2) 町民の自主的な景観形成活動の促進	59
(3) 景観行政の体制や仕組みの充実	29
(4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進	61
参考資料	63
1. 策定経過	64
2. 策定メンバー	65
(1) 策定委員会名簿	65
(2) 事務局名簿	65



・大法師公園からみた市街地の眺め

第1章

景観計画について



第1章 景観計画について

1. 景観とは

■ 「景観」とは

「景観」とは、私たちの目に映る視覚像のことで、一般的には風景、景色とほぼ同じ意味に使われています。

同じ景色を見ていても、その評価が人によって異なるのは、見る人の感覚や価値観に違いがあるからで、「景観」とは見る人の目と心にうつる「地域の視覚的特性＝まちの個性」ということもできます。

「まちの個性」は目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには光や風、水の流れる音やにおいなど、人間の五感を通して感じることができるすべてが深く関連し合い、成り立っています。

景観の要素は、私たちの身のまわりのもので構成されており、目に見える山や森、川や農地などの自然的要素から、市街地や集落地のまちなみ、道路や公園などの人工的要素まで、視覚として映し出される全てのものが対象となります。

また、これらのほか、まちのイメージ、歴史や文化、花の香り、光、風など、目に見えない五感で感じる印象も「景観」の要素に含まれます。

■ 富士川町の「景観」は、未来へと引き継ぐかけがえのないまちの財産です

富士川町には、富士川をはじめとした豊かな水辺景観、四季の彩りを映し出す山々のみどりの景観、富士山や市街地を一望する優れた眺望景観、富士川舟運の歴史を伝える数多くの建造物と古いまちなみ景観、丘（扇状地）に広がる田園景観、里山に抱かれた谷合いの農山村景観など、富士川町らしい個性的で、魅力的な景観が多くあります。

こうした景観は、初めからあったものではなく、富士川町特有の自然や風土のなかで、暮らしや様々な営みの歴史を通じ、自然との関わり方など、先人たちの知恵と暗黙の秩序のもとに、長い歳月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

良好な景観は、地域の個性を表現し、住民の生活にうるおいを与え、私たちにふるさとへの愛着や誇りをもたせてくれるとともに、地域の魅力を一層高め、観光など地域活力の源にもなり、将来を担う子どもたちの豊かな感性を育ってくれます。

富士川町の美しい景観は、町民をはじめ、多くの人たちの理解と協力によって次世代へと継承していくべきかけがえのない財産といえます。



・巻米の棚田



・大法師公園の桜

2. 景観計画について

(1) 計画の目的

「景観計画」とは、「景観法」(平成16年6月制定)に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する住民の意識が高まる中、全国の多くの自治体で景観計画への取り組みが進められています。本町においても、地域固有の自然や風土、歴史に育まれた良好な景観を町民共有のかけがえのない財産・資産として守るとともに、新たな魅力ある景観を創造し、これらの景観を育て、地域の活性化につなげていくことが求められています。

「富士川町景観計画」は、本町の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、行為の制限事項、景観資源等の質的向上事項、実現に向けた取り組みなどを定め、景観に関する住民、事業者、行政等の協働の指針をつくることを目的としています。

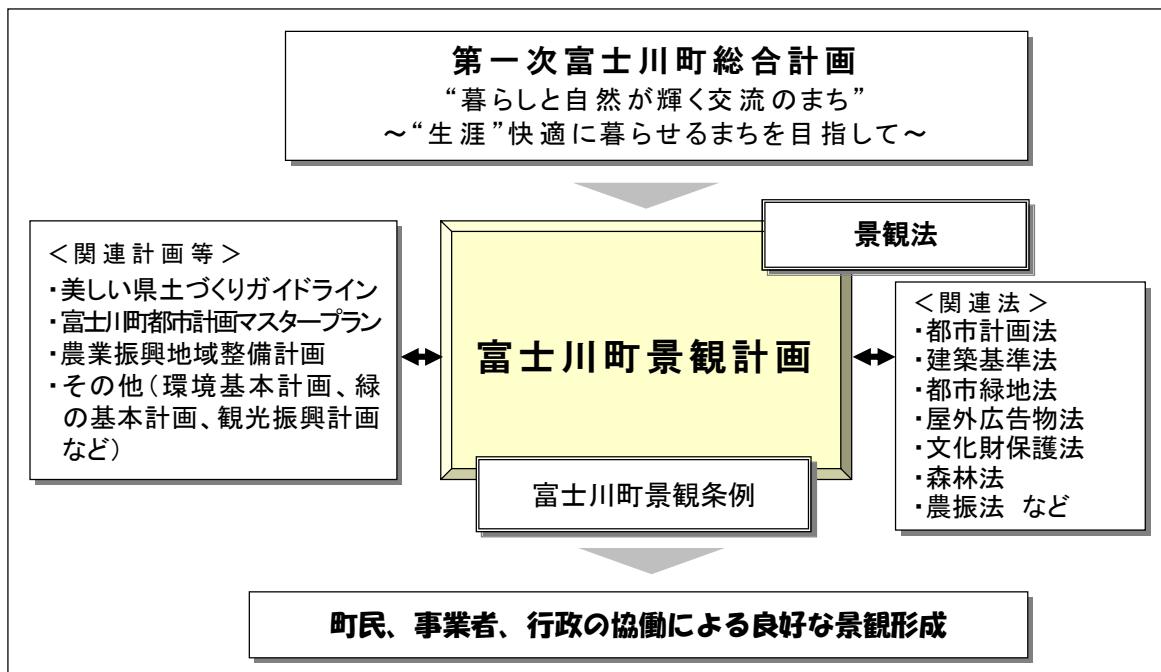
(2) 景観計画の位置づけ

「富士川町景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第一次富士川町総合計画」(平成24年3月)に則した、本町の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、住民が主体的に関わる景観形成活動や行政等が行う景観形成事業などの景観形成施策は、本計画に沿って進めていくことになります。

なお、景観形成には、長い時間を要することから目標年次は定めません。しかし、リニア中央新幹線が本町を横断して整備されることによる土地利用の変化や景観への影響、上位・関連計画の改定、今後の住民ニーズや本町をとりまく社会・経済環境の変化、国や山梨県の景観施策の変更等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、景観形成への取り組み状況などに応じて、適宜、内容を充実する成長型の計画として運用することとします。

■ 「富士川町景観計画」の位置づけ



(3) 景観計画の区域

●富士川町景観計画の区域は、富士川町全域とします

富士川町の景観は、南アルプスの前衛峰として連なる奥深い山々と幾筋かの谷間の地形、山麓の扇状地、富士川周辺の低地、そして利根川、戸川、大柳川などの河川から構成される特徴的な地形構造（大地の構造）を土台に、山や水辺の自然景観、山麓や谷合いの田園集落景観、市街地のまちなみや歴史文化的景観などが重なり合い、一体となって独自の景観を形づくっています。

本計画では、本町のこうした景観を全体的にコントロールしていくために、町域全体を景観計画区域として定めます。



・川久保からみた田園と市街地の遠望

第2章

富士川町の景観の 現状と課題



第2章 富士川町の景観の現状と課題

1. 富士川町の概況

(1) 位置・地勢

本町は、甲府盆地の南西端、南の玄関口に位置し、美しい景観と“富士川舟運と関東随一のゆずの郷”で知られる田園都市です。

富士川町は、甲府盆地の南西端に位置し、東京から100km圏、甲府市からは約15kmの距離にあり、北は南アルプス市、東は市川三郷町、西は早川町、南は身延町に隣接しています。本町の面積は約112km²であり、そのうちの8割以上が森林で覆われています。

地勢的には、本町の西側一帯は、南アルプスの前衛峰となる櫛形山や源氏山などが連なる2,000m級の巨摩山地となっており、森林や渓谷、滝など豊かな自然に恵まれ、温泉も湧出しています。

また、町の北東端部で釜無川と笛吹川が合流して富士川となり、町の東側を流れ、西部の山地を源とする利根川、戸川、大柳川などの中小河川が町内を横断し、富士川に合流しています。山麓一帯は広大な扇状地が展開し、市街地や農業集落地が形成されています。

特に、富士川は、江戸時代から明治時代を通じ舟運に利用され、当時は富士川舟運を中心とした物資の往来や身延山参詣などの人の行き来の拠点として栄え、当時の繁栄ぶりは落語「鰍沢」にもうたわれているほどです。

時代の変遷により、物資の輸送や人々の足は、富士川舟運から、鉄道や自動車に取って代わり、現在では、JR身延線（鰍沢口駅）や町内を南北に縦断する国道52号、甲西道路で甲府や韋崎、静岡方面と連絡しています。

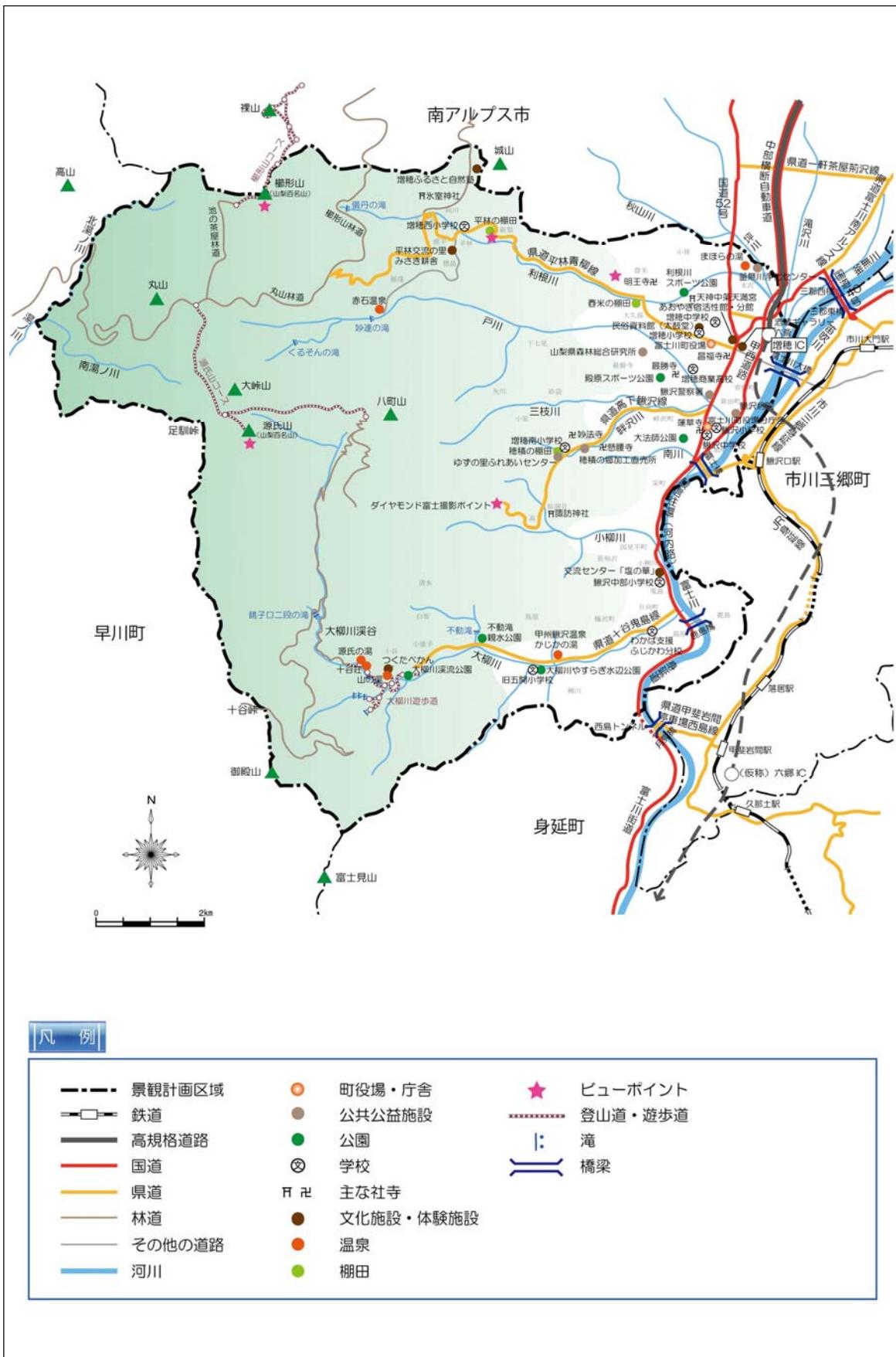
このように、本町は今日まで地理的に甲府盆地の南の玄関口としての役割を担ってきました。

現在、静岡県と長野県を結ぶ中部横断自動車道の建設が進められており、平成18年12月に中央自動車道双葉ジャンクションから増穂ICまでの区間が開通し、首都圏や長野方面からの往来が容易になりました。中部横断自動車道は、平成30年には第二東名高速道路まで延伸される予定となっており、広域的な交流の活性化など、本町の更なる発展が期待されています。

■富士川町の位置



■富士川町の概況



(2) まちの成り立ち

本町の歴史は古く、縄文時代から人々が生活し、数多くの遺跡が見られます。また、古代は甲斐国と駿河国を結ぶ駿信往還の要所として、江戸時代から明治にかけては富士川舟運の物資の集積地として栄えた特色ある歴史を有しています。

① 富士川町の歴史

■古代～中世

町域では、西部の山地や丘陵地、東部の扇状地域、富士川や大柳川沿いを中心に、縄文時代から平安時代の遺跡が多く分布しています。

最勝寺、巻米には古墳の分布も見られ、5世紀代の法華塚古墳をはじめとする古墳群が分布しており、銅鏡や勾玉などの副葬品も出土しています。奈良時代には最勝寺、明王寺、鷹尾寺など奈良期開創の伝承を持つ寺院が分布し、また權現堂山中腹に位置する巻米の權現堂遺跡は平安時代の仏教遺跡で、平安末期に流行した泥塔の焼成遺構は類例の少ないものとして注目されています。

最勝寺平野遺跡は弥生・古墳時代の集落遺跡で、一部には火災住居が含まれる点でも注目されているほか、大明神遺跡では縄文早期末の条痕文土器や古墳前期のS字甕などが出土しています。一方、東部の扇状地は弥生・古墳時代の遺跡が多く、水田開発に伴い進出した地域であると考えられています。

古代律令制下では巨摩郡、八代郡の二郡に属し、比定郷は不確定ですが大井郷、市川郷、川合郷が考えられ、また、平安時代には大井荘に属し、市河荘の一部にもあたる可能性があると考えられています。

平安後期には甲斐源氏の一族が甲府盆地各地へ土着しますが、町域は西郡地域に支配を及ぼした加賀美遠光や一条忠頼の影響下にあったと考えられます。その後、武田氏支配の天文年間頃になると、甲斐国と駿河国を結ぶ陸上路である河内路（駿甲往還）の通過する要所として関所も設置され、わずかに在郷武士団の足跡も見られるようになります。

■近世

近世には巨摩郡西郡筋に属し、11ヶ村が存在しており、寛政年間には旗本領も存在しています。享保9年（1725年）に甲斐国が幕府直轄領化され国中が三分代官による支配になると、町域の村々は上飯田代官支配に、また、天明7年（1787年）以降には市川代官支配となっており、御三卿領のうち一橋家領、田安家領も存在しています。

江戸時代初期には近世に角倉了以により富士川の開削と舟運が開始され、鰍沢河岸や青柳河岸は三河岸の主力として甲斐国中地域から信濃国の年貢米を清水港まで輸送して江戸へ回送する御廻米が行われたほか、陸上輸送の駿信往還の宿場としても栄えました。葛飾北斎の浮世絵『富嶽三十六景』のひとつに「甲州石班沢（かじかざわ）」が描かれています。

■近代～現代

明治期に入ると養蚕が普及し、製糸工場や酒造業の経営も行われるなど、富士川舟運は最盛期を迎え、鰍沢や青柳は峠南地域の中心地域となります。中央本線、身延線など鉄道の開通に伴い舟運の重要性は低下しました。

明治後期には水害も相次ぎ、明治44年（1911年）には鰍沢大火が発生しています。

戦後は、農産物や林産物が主要な産物であるほか、雨畑窯などの地場産業や観光業の振興にも取り組んできました。



・鰍沢商店街の正月の風景（昭和7年）

② 富士川舟運の歴史

富士川は急流で難所も多くありましたが、内陸の甲斐南部と駿河との交通路として、駿信往還とともに古くから水運が利用されていました。

江戸時代当初の慶長7年（1602年）に、駿河国と甲斐国（現在の富士川町）との間に富士川渡船が開始されたといわれており、江戸期には甲斐が幕府直轄の天領であったため、慶長12年（1607年）の角倉了以による開削事業により運行の安全が確保されて、江戸への廻米輸送を中心に水運が発達しました。

寛永年間には鰐沢河岸・黒沢河岸・青柳河岸が設置されて山梨・八代・巨摩三郡からの廻米輸送が行われ、後に信濃南部の諏訪・松本からの廻送も行われました。

河岸には代官所や米蔵が置かれ、沿岸の町や村には多くの船着場があり、現在でもその名残をとどめる屋号などがみられます。

また、舟運によって、鰐沢は全国から集められた物品、文化、風習が真っ先に入ってくる経済・文化の表玄関となり、このため、現在の本町の文化は、富士川舟運と深い関係を持つものが多くなっています。



・富士川を行き來した高瀬舟

■富士川舟運の特色

角倉了以	京都の豪商、角倉了以（1554～1614）・素庵（1571～1632）の父子は、慶長12年（1607）、同19年（1614）再度にわたり、幕府から富士川の開削を命じられた。その水路は、岩淵河岸（静岡県富士市）から鰐沢河岸（山梨県富士川町）の間約18里（71km）で、大変な難工事の末、完成した。これにより、富士川水運は明治36年中央線が開通するまでの約300年間、甲信地方と東海道を結ぶ交通の大動脈としての役割りを果たした。
下米、上塩	下り荷は甲州や信州から幕府への「年貢米」、上り荷は「塩」などの海産物が中心。塩は鰐沢で陸揚げされ、桔梗俵に詰め替えられ「鰐沢塩」として甲州一円はもとより、信州まで運ばれた。
高瀬舟	富士川の舟運に用いられた舟で、船首が高く、底が平の形状をしている。 富士川では、甲州鰐沢から駿州岩淵までの18里（71km）をわずか半日で下り、人々を驚かせた。それ以前は馬の背に乗せた荷駄運搬で3日もかかっていたのである。一方、川を上るのは難渋し、舟首に引き綱を結び引っ張りながら川の中や河原を歩き4日から5日かけて上がった。特に断崖絶壁や急流の個所では船頭は岩の上を飛び回り、あたかも猿が木の枝を伝わるような有様だったという。これら船頭は「北向き船頭」と呼ばれ、綱を引きながら黙々と北に向かう男の厳しく苦しい姿を象徴している。 江戸中期になると、通船の賑いは絶頂に達して、安永年間（1772～1781）には、川船は300艘を数えたという。大量の米が陸揚げされる岩淵ではこの御城米4000俵も入る板倉が何棟も並んで喧騒を極めていた。 御城米は甲州廻米と呼ばれ、岩淵河岸から陸路蒲原浜に運ばれ、ここから小舟で清水湊に送られ大型船に積み替えて江戸表に向かった。
身延山詣で	富士川舟運は、人々の足としても利用され、徐々にその数は増えていくが、特に身延山詣での人が多かったようであり、落語の「かじかざわ」からも当時の様子がうかがえる。
舟運の史跡	鰐沢河岸のあった富士川町鰐沢明神地区には、航路の改修工事にあたった「角倉了以」の功績をたたえる碑文が刻まれた「富士水碑」が建てられている。そのすぐ近くには航行する舟の見張り所「口留番所」の跡がある。 舟を係留するための石が、舟運に関わった方の家に保存されている。河岸を見下ろす山腹には、船頭や乗組員とその家族が、安全祈願を欠かさなかったという七面堂の社がたたずみ、三大難所の一つである「天神の滝」の改修工事を行った時、無事に完成したことを記念して奉納した絵馬が納められている。（現在は、拝殿の老朽化により、町役場に保管）
舟運と関係の深い鰐沢文化	鰐沢に受け継がれている鰐沢ばやしや山車は、富士川舟運と大変関係が深い。鰐沢ばやしの中では京都の祇園ばやしと江戸のはやしが微妙に入り雑じっている。山車は上半分が浅草風で下半分は京都の御所車風となっている。 伊豆松崎から伝わったとされるナマコ壁の技術、伊豆なまりに似ている河内なまりなど、舟運でもたらされた多くのものが現在の富士川町鰐沢に生きている。
舟運の終焉	明治22年に東海道線が開通し、同36年には中央線が開通したことにより舟運は衰退を余儀なくされ、昭和3年の身延線の開通に伴い、富士川舟運は316年にわたる使命に終わりを告げた。

（出典：「鰐沢町都市計画マスタープラン」、平成15年、鰐沢町）

(3) 自然環境

本町は周囲を山々と富士川の水辺に囲まれ、四季折々の変化を感じさせる豊かな森林や里山、水辺資源、多様な動植物などの豊かな自然環境に恵まれています。

① 地形

本町の地形は大きく西部の山地・丘陵地、その山麓に広がる緩やかに傾斜した扇状地、富士川周辺の低地、さらに富士川と西部の山地に奥深く形成された谷状の地形で構成されており、こうした地形構造が本町の景観の土台となっています。

西部の山地は櫛形山から源氏山、富士見山へと連なる標高 1,500m~2,000m級の山々で、地形も急峻となっており、尾根と谷が入り組んだ変化に富む地形構造となっています。

東部の山麓から富士川にかけての一帯は顕著な扇状地形となっており、平坦地の少ない本町では、市街地や農業集落地の大部分がこの扇状地上に形成されています。

また、富士川沿いに糸魚川・静岡構造線（フォッサマグナ）が南北に縦断しています。

② 水系

本町では、西部の山地を源とする利根川、戸川、小柳川、大柳川などの中小河川が流れています。町の東端を流れる富士川に合流しています。これらの河川は、本町の重要な水辺の軸となっており、上流では、戸川渓谷や大柳川渓谷などの景勝地がみられます。



③ 植生

本町は約8割が森林となっており、櫛形山から源氏山、御殿山、富士見山にかけての標高の高いところでは、ブナ、イヌブナ、ミズナラなどのブナクラスの自然植生がみられ、標高の低い山地や丘陵部ではクヌギやコナラなどのヤブツバキの自然植生（二次植生）がみられます。その他は大部分がスキ・ヒノキ等の人工林となっています。

特筆すべき植生としては、太郎坊神社のイヌガヤの群生地などが挙げられます。

(4) 土地利用状況

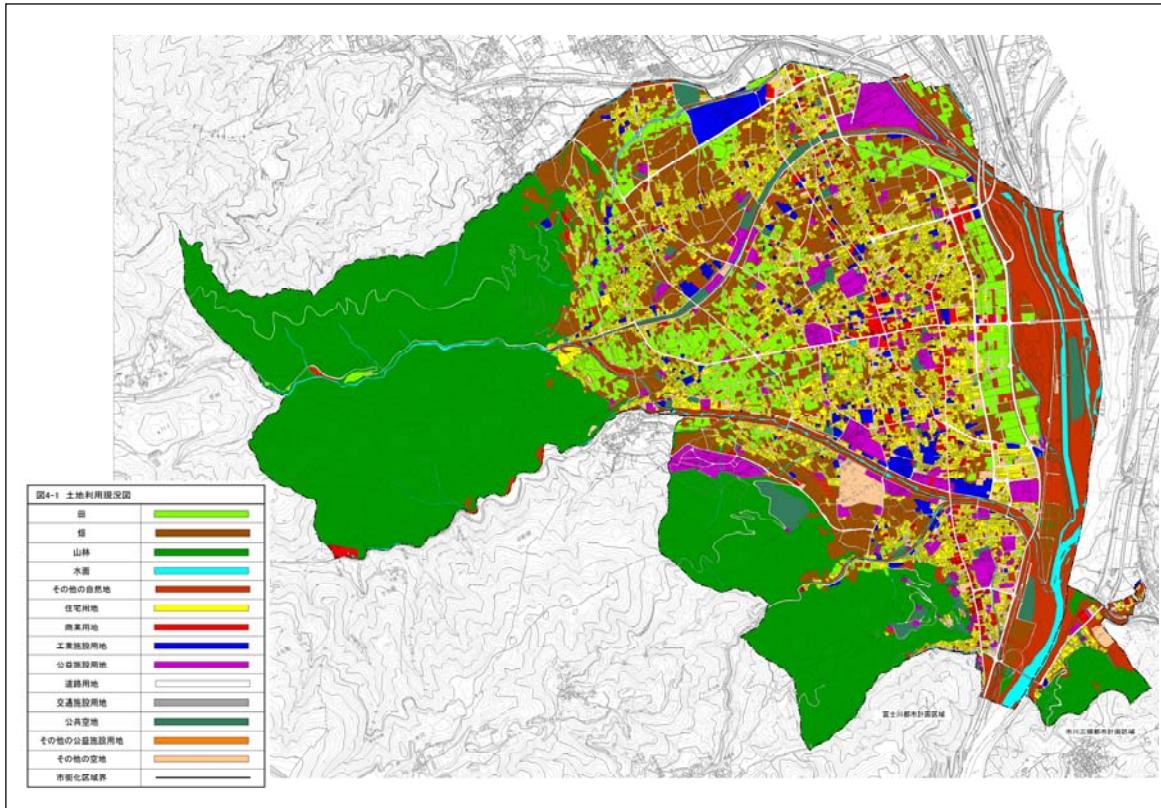
本町は町域の8割以上が森林であり、自然的土地利用が卓越しています。一方、都市的土地利用は東部の扇状地一帯に集中しています。

① 土地利用の概況

本町は、町域の約81%が森林で、農用地は約4%、宅地は3%と少なく、自然的土地利用が大部分を占めています。

土地利用は概ね地形構造に対応して、西部一帯が森林地域となっており、山間部は谷筋や丘陵地に小規模な集落地が点在しています。東部の扇状地一帯は、本町の市街地や農業集落地が形成されており、富士川沿いの低地部は水田地帯となっています。

■土地利用現況（都市計画区域）



（資料：「富士川町都市計画基礎調査報告書」、平成26年1月、富士川町）

② 景観に関わる土地利用規制の概況

本町における景観に関わる土地利用規制としては、都市計画法に基づく都市計画区域や用途地域のほか、以下のような土地利用に関する規制がかけられています。

注) * 1 県立南アルプス巨摩自然公園（昭和41年4月1日指定）

* 2 戸川渓谷景観保存地区（30ha）、利根川自然造成地区（6ha）

■土地利用規制の概況

区分	面積(ha)
農業振興地域	7,013.0
農用地	366.1
山梨県自然公園条例に基づく区域	1,809.8
特別地域*1	1,809.8
普通地域	-
森林法に基づく区域	5,254.6
地域森林計画 対象民有林	5,205.4
保安林	3,371.9
自然環境保全地区*2	36.0

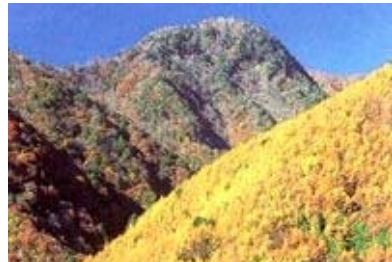
（資料：「富士川町都市計画基礎調査報告書」、平成26年1月、富士川町）

2. 富士川町の景観特性

富士川町の景観の特性としては、次のようなものが挙げられます。

① 自然景観

本町は富士川沿いの低地部、山麓一帯に形成された扇状地、山間に深く入り組んだ谷筋、南アルプス前衛の山々など、本町特有の地形構造を土台に、森や水辺の豊かな自然に恵まれ、四季折々の変化に富んだ美しい風景を見せてくれます。



・カラマツ林の紅葉と源氏山

■主な自然景観

- 富士川、大柳川渓谷、戸川渓谷、利根川などの清流と水辺の景観
- ランドマークとなる櫛形山や源氏山、大峠山、奥深い山々と豊かな森林の景観
- 花や紅葉等の名所（大法師公園の桜、丸山林道・櫛形山林道の新緑や紅葉など）
- 温泉（赤石温泉、源氏の湯、かじかの湯、まほらの湯など）

② 眺望景観

本町は眺望に優れ、山麓の高台や山からは、扇状地に広がる市街地や富士川、周囲の山々を一望するパノラマ景観を楽しむことができます。

特に、丸山林道からの富士山の眺望、ダイヤモンド富士、山間地域の棚田の眺望などは、本町の代表的な眺望景観となっています。



・ダイヤモンド富士

■主な眺望景観

- 丸山林道からの富士山の眺望、ダイヤモンド富士のながめ
- 山麓の高台や山から眺めるまちや富士川、周囲の山々を一望するパノラマ景観
- 橋や堤防等から眺める富士川や、水辺と一体となったまちなみ・山並みなどの眺望
- 山間地域における棚田と富士の眺望など

③ 歴史文化的景観

江戸時代の富士川舟運で栄えた本町には、舟運の歴史を伝える歴史的建造物や往時をしのぶ古いまちなみ、河岸跡、社寺や史跡等の文化財などの歴史資源が数多く分布し、地域景観を特徴づけています。文化財の中でも、明王寺の木造薬師如来立像と鰐口は国指定重要文化財となっています。



・旧巻米学校校舎（現民俗資料館・
太鼓堂）

■主な歴史文化的景観

- 遺跡・史跡
 - （巻米の権現堂遺跡、最勝寺平野遺跡、法華塚古墳、大明神遺跡、青柳等の河岸遺跡など）
- 主な社寺（最勝寺、明王寺、妙法寺、鷹尾寺、昌福寺、蓮華寺、天神中条天満宮など）
- 古道・旧街道（駿信往還など）
- 歴史的な建造物（旧巻米学校校舎、なまこ壁の古民家、蔵など）
- 身近な歴史景観資源（道祖神、祠、塚、古木、屋敷林など）

④ 農の景観

本町は、スモモ、モモ、ブドウなどの果樹栽培が盛んで、穂積筋にあたる高下、小室地区は全国有数のユズの産地でもあります。

山間・山麓地域に分布する棚田や伝統的な農山村の風景、富士川沿いの低地部の水田地帯、扇状地に広がる果樹園などの風景は、本町を代表する農の景観ですが、近年、後継者不足や人手不足等による農地や里山の荒廃などから、こうしたふるさとの原風景が少しづつ失われてきています。



・山麓部の棚田

■主な農の景観

- 山間・山麓地域の棚田の景観（平林、穂積、巻米など）
- 山麓の扇状地に広がる果樹園の景観
- 山間地域に点在する農地と里山の景観
- 富士川沿いに広がる水田地帯の景観

⑤ まちなみ景観

青柳から鰍沢へと続く本町の中心商店街、店舗立地が進む幹線道路沿いの市街地、中心市街地や郊外部の住宅地、山麓や谷筋に展開する農村集落地、造成地に工場等が建ち並ぶ工業地など、土地利用や立地条件、地域の暮らしぶりなどを反映した、個性あるまちなみ景観が形成されています。



・鰍沢商店街のまちなみ



・平林の農村集落景観



・長知沢の山村集落景観



・幹線道路沿いのまちなみ

■主なまちなみ景観

- 中心商店街のまちなみ（青柳商店街、鰍沢商店街）
- 生活拠点のまちなみ（町役場周辺、JR 身延線鰍沢口駅周辺、旧増穂西小学校周辺、増穂南小学校周辺など）
- 幹線道路沿いの変化しつつあるまちなみ（青柳横通線、甲西道路沿道など）
- 住宅地のまちなみ（中心市街地周辺の古い住宅地、農地と混在する新しい住宅地など）
- 特徴的な集落地のまちなみ（平林、高下・小室、鬼島・国見平・長知沢、箱原、鹿島、柳川・鳥屋、十谷などの里山に抱かれた山間集落地）
- 工業地のまちなみ（小林工業団地など）

⑥ 施設の景観

道路や河川をはじめ、公園緑地、主要な公共公益施設、橋梁や高規格道路等の大きな土木構造物などは、良くも悪くもその地域の景観を特徴づけており、景観に対する配慮が必要です。

特に、中部横断自動車道やリニア中央新幹線の高架構造物などは、景観に与える影響が大きいため、十分な配慮が必要です。



・坪川大橋

■主な施設の景観

- 道路（中部横断自動車道、国道52号、甲西道路、青柳横通線、ウエスタンラインなど）
- 鉄道（リニア中央新幹線）
- 公園緑地等（大法師公園、殿原スポーツ公園、利根川スポーツ公園など）
- 公共公益施設（町役場等の行政文化施設、学校、各種観光レクリエーション施設など）
- 土木構造物（中部横断自動車道やリニア中央新幹線の高架構造物、増穂IC、道路構造物、擁壁や斜面構造物、橋、河川構造物など）

⑦ 賑わい・生活の景観

本町で年間を通して行われている様々な伝統的行事やイベントは、まちの賑わいを創出するとともに、地域の歴史文化や暮らしぶりを伝える風物詩となっています。

また、日常的にみられる営農風景や生活風景も、地域イメージを形成するひとつの景観的特徴となっています。



・大法師さくら祭り

■主な賑わい・生活の景観

- 伝統行事（巻米の銭太鼓、鰍沢ばやし、富士川町「どんど焼き」など）
- 各種イベント（春一番花と緑の植木まつり、大法師さくら祭り、小室山妙法寺あじさい祭、ふじかわ夏まつり、鰍沢ふるさと夏まつり、もみじ祭り、甲州富士川まつり、ゆずの里まつり、氷室の郷ふれあいまつりなど）

3. 景観形成に向けた課題

富士川町の風土や歴史、景観の特性、景観形成に関する動向などを踏まえ、今後の景観形成に向けた課題を次のように整理します。

① ふるさとの景観を大切に守り・育むこと

豊かな自然と風土、長い歴史と人々の営みによって形づくられてきた「ふるさとの個性的で美しい風景」を大切に守り、育み、次代に継承していくことが必要です。

■景観形成に向けた視点

- 豊かな自然を大切に守ること（多様な生物の生育環境である豊かな森林と水辺など）
- 優れた眺望景観を守ること
- 棚田をはじめ、美しい農の風景を守り・育むこと
- 舟運の歴史文化を大切に継承し、歴史を活かした景観を育むこと
- 里山に抱かれた農山村の懐かしい風景を守り・育むこと

② 本町の景観の魅力をより高め、まちづくりに活かすこと

本町の多彩な景観を広く住民をはじめ町内外に伝えるとともに、その魅力を高め、景観まちづくりに積極的に活かしながら、地域の活力を高めていくことが必要です。

■景観形成に向けた視点

- 本町の魅力を多くの住民や来訪者等に知ってもらうこと
- 良好な景観資源や多くの人が目にする場所の魅力を高めること
(主要な景観拠点やまちの玄関口、観光道路、公共施設、まちなみなど)
- 多彩な景観資源を結びつける観光ルートや景観ルートを創ること
(点から線へ、線から面へと魅力を広げ、町全体のイメージアップを図る)

③ 景観を妨げている要因を改善し、より良い景観を創り出すこと

良好な景観を維持・向上していくため、景観を妨げている要因をできるだけ除去・改善していくことが必要です。

■景観形成に向けた視点

- 住民、事業者、来訪者等の景観に対する意識とマナーの向上を図ること
- 景観形成に関する地域の申し合わせや一定のルールを確立すること
- 景観に配慮した公共施設の整備を進めること
- 地域の創意工夫により、景観を阻害する要因を改善すること（耕作放棄地など）

④ 景観に対する意識を高め、協働による景観まちづくりの仕組みを創ること

景観に対する意識を高め、住民、事業者、来訪者、行政などが協働して取り組める、景観まちづくりの仕組みを整えていくことが必要です。

■景観形成に向けた視点

- 景観に対する町民の意識を高めること
- 町民等の自発的な景観形成活動を支える仕組みをつくること
(話し合いや情報交換の場づくり、活動を支援する仕組みづくりなど)
- 景観に対する行政の体制や仕組みを充実すること
(行政の窓口、景観条例の運用、景観審議会の運用など)



・八雲池公園

第3章

景觀形成方針



第3章 景観形成方針

1. 基本方針

(1) 理念と目標

「第一次富士川町総合計画」に掲げる将来像を踏まえ、富士川町の良好な景観形成に向けた基本理念と景観づくりの目標を次のように設定します。

【将来像】

※第一次富士川町総合計画

“暮らしと自然が輝く交流のまち”

～“生涯”快適に暮らせるまちを目指して～

【景観形成の基本理念】

ふるさとの風土と歴史が育んだ愛着と誇りのもてる風景づくり

本町の自然、風土、歴史の中で育まれた美しく個性的な景観のもつ魅力や価値を再認識し、次代に継承していくとともに、より魅力を高め、うるおいある豊かな生活環境の形成と景観を活かした地域の活力の向上をめざします。

【景観形成の目標】

■ 本町の自然・風土・歴史・生活文化に根ざした風景づくりをめざします

本町の美しく個性的な風景は、自然や風土、人々の永い営みの歴史のなかで築きあげられてきたものです。郷土の風景を損なうことのないよう大切に守り、将来に継承するとともに、こうした風景をまちの資産として活かす風景づくりをめざします。

■ 町を元気にする生き生きとした風景づくりをめざします

本町の景観は、四季折々の情景とともに住む人には潤いとやすらぎを与え、訪れる人には感動を与えてくれています。

多彩で魅力ある景観資源を最大限に活かし、富士川町らしい個性と魅力ある風景を育み、町を元気にする生き生きとした風景づくりをめざします。

■ 住む人の心づかいが感じられる快適な風景づくりをめざします

私たちが普段目にする日常の風景(生活景)は、人々の暮らしの営みが映し出されたものです。

快適な生活環境や生活景を形成していくためには、その景観を支えている人々の意識を高め、住民の心づかいが美しいふるさとの風景となって現われる風景づくりをめざします。

■ 誰もが愛着と誇りのもてる協働による風景づくりを進めます

町民の誰もが誇りと愛着をもてるよう、町民、事業者、行政といった多様な景観づくりの担い手が、ともに手をたずさえ、感動を共有しながら協働で進めていく風景づくりをめざします。

(2) 本町のめざす景観構造

本町の大地の構造を土台とした美しく個性的な風景を今後とも保全・継承していくことを基本に、多彩な景観拠点や景観資源の魅力を育て、これらを有機的につなげる「風景回廊」をつくることで、本町の骨格となる景観構造の形成をめざします。

■景観構造の考え方

①大地の構造(地形構造)に配慮する

本町の景観の土台を形づくっている山や森林、河川や渓谷等の骨格的な自然については厳正に保全し、富士川町らしい郷土の景観を損なうことのないよう大地の構造に配慮した景観形成をめざします。

②景観ゾーンの特性を活かす

自然と風土と人々の長い暮らしと豊みの中で築きあげられてきた地域固有の景観を大切に守り、5つの個性ある景観ゾーンの特性を活かした景観形成をめざします。

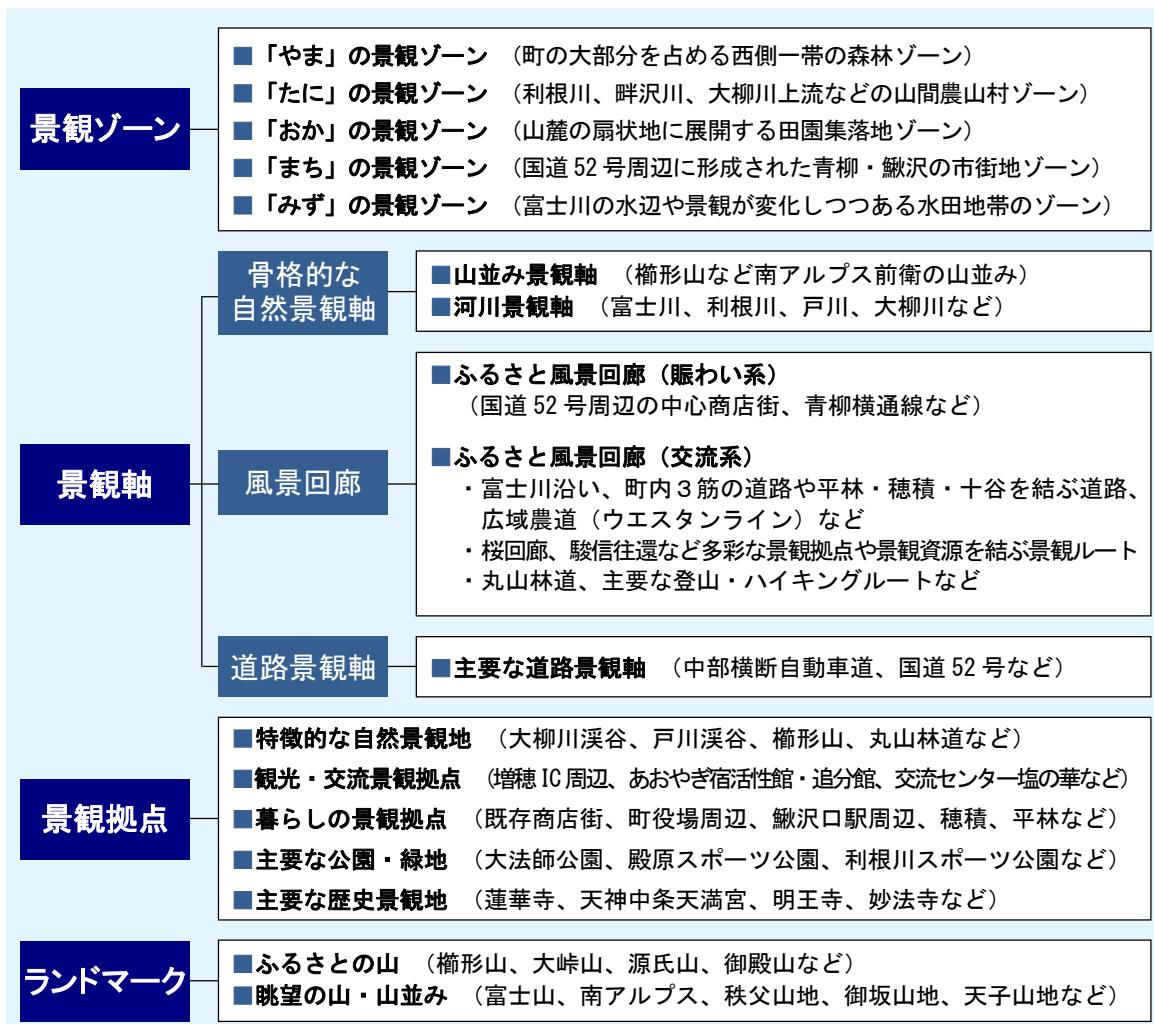
③多彩な景観拠点(場)の魅力を育てる

本町の中心商店街や町役場周辺、鰍沢駅前地区をはじめ、山間地域である平林筋や穂積筋の生活拠点、主要な観光・交流拠点、特徴的な自然景観地、魅力的な景観資源等は、本町の主要な景観拠点として景観の質や魅力の向上をめざします。

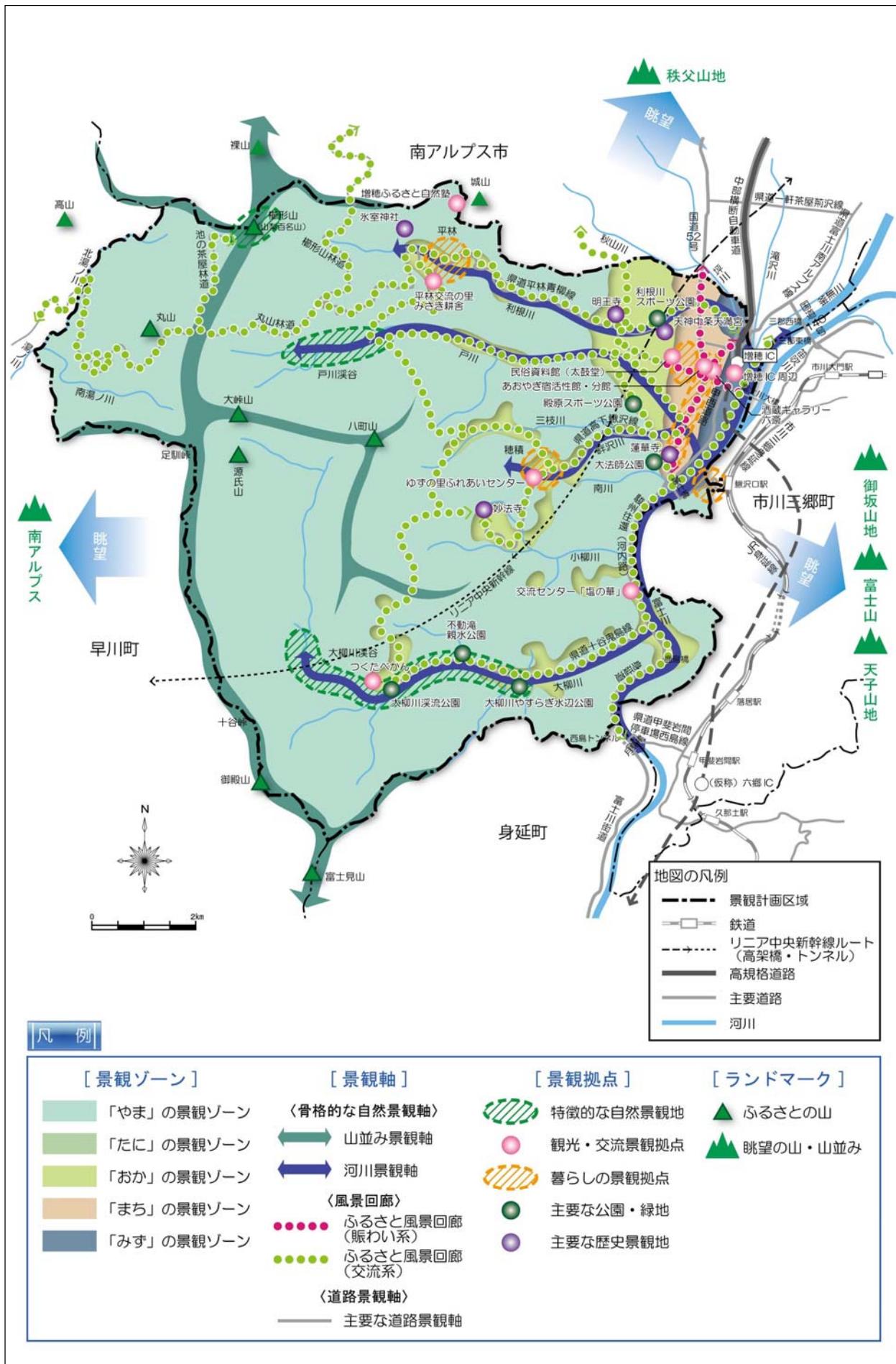
④景観の軸(風景回廊)を創る

多彩な景観拠点や景観資源を有機的に結ぶ景観のルートを「ふるさと風景回廊」と位置づけ、それに関わる道路や河川空間等の魅力の向上をめざします。

■景観構造を構成する主な要素



■富士川町がめざす景観の構造



2. 景観形成方針

■ 景観形成方針の体系

景観形成の目標に基づき、本町全域に共通する景観形成方針を次のように設定します。

<基本理念>

ふるさとの風土と歴史が育んだ愛着と誇りのもてる風景づくり

<景観形成の目標>

- 本町の自然・風土・歴史・生活文化に根ざした風景づくりをめざします
- 町を元気にする生き生きとした風景づくりをめざします
- 住む人の心づかいが感じられる快適な風景づくりをめざします
- 誰もが愛着と誇りのもてる協働による風景づくりを進めます

<基本方針>

(1) 豊かな自然と調和する風景づくり

大地の構造に配慮し、森と水の豊かな自然景観を守り、自然と共生・調和する風景づくりを進めます

<景観形成方針>

- ①自然の地形に沿う風景に配慮する
- ②豊かな山と森の風景を守り、活かす
- ③水辺の風景を守り、活かす
- ④恵まれた眺望を活かす
- ⑤景観に配慮した施設整備を進める
- ⑥自然とのふれあいを深める

(2) 歴史文化を活かした風景づくり

富士川舟運など、本町固有の歴史文化を顕在化し、景観まちづくりに活用します

- ①富士川舟運の歴史文化を活かす
- ②地域に息づく歴史文化資源を守り、活かす

(3) 生き生きとした農の風景づくり

美しい田園景観や里山景観を守り、元気な農の風景づくりを進めます

- ①美しい田園景観、農の風景を守る
- ②里山や集落景観の維持・向上を図る
- ③「農」を通じた交流を深める

(4) おもてなしを感じさせる風景づくり

住民や観光客などに、おもてなしを感じさせる風景づくりを進めます

- ①まちの拠点としてふさわしい景観を創る
- ②魅力的な風景回廊を創る
- ③花と緑のまちづくりを進める
- ④景観を生かした観光・交流を進める

(5) 快適で親しみのもてる風景づくり

身近な景観を大切にし、誰もが快適で親しみのもてる風景づくりを進めます

- ①身近な公共施設等の景観を向上する
- ②良好なまちなみ景観を形成する
- ③祭りやイベントを活性化する
- ④身近な景観資源を守り、活かす

【景観形成方針】

(1) 豊かな自然と調和する風景づくり

大地の構造に配慮し、森と水の豊かな自然景観を守り、自然と共生・調和する風景づくりを進めます。

① 自然の地形に沿う風景に配慮する

本町は、西部の山地・丘陵地、山麓に広がる緩やかに傾斜した扇状地、富士川周辺の低地、さらに富士川と西部の山地にきめ細やかに襞のように形成された谷状の地形など、水辺から山地へ至る奥行き感のある地形構造が景観の基盤を成しています。

この大地の構造は、富士川町らしい景観の根幹を成すものであり、景観づくりにおいては広く共有されるべき普遍的な価値を持つものです。

そのため、施設整備や、自然や地形に影響を与えると想定される要素においては、自然地形に馴染み、地形との親和性に充分配慮した景観形成を推進します。



・平林の棚田地形と眺望

② 豊かな山と森の風景を守り、活かす

本町の約8割の面積を占める森林は、のどかな里山の風景、新緑や紅葉など四季折々の美しい風景を見せてくれ、自然とのふれあいの場として町民や観光客等に親しまれています。

また、森林は、景観だけではなく、地場産業として住民の暮らしを支える産業林や生物の多様性を支える生物生息環境を育み、水源涵養、自然災害の防止、レクリエーションなどの多面的な機能をもつ大切な自然資源でもあります。

この豊かな自然資源を維持・保全し、美しい景観を守り、自然とのふれあいを高めるため、森林の保全と適正な維持・管理を図るとともに、森林療法や森林環境学習、森林レクリエーションの場の整備、バイオマスエネルギー等の活用など、森林のもつ多面的な機能を有効に活用した取り組みを促進します。



・櫛形山登山道からの風景

③ 水辺の風景を守り、活かす

本町は、甲府盆地の水をひとつに集め、急流の大河として流れ下る富士川の風景に大きな特色があります。

この富士川をはじめ、本町の景観の重要な軸となっている利根川、戸川、大柳川などの水辺景観の保全と向上を図るとともに、利根川の桜や緑地を活用した緑の回廊づくりなど、河川沿いの自然や風景の連続性に配慮した水辺空間の修景に努めます。

また、本町の景観に奥行きを与え、景勝地となる大柳川渓谷、戸川渓谷の景観の維持・向上に努めます。



・富士川と富士橋

④ 恵まれた眺望を活かす

本町は眺望に優れ、櫛形山からの白根三山の眺望、丸山林道からの富士山の眺望、日出る里と呼ばれる高下からのダイヤモンド富士といった代表的な眺望景観などのほか、甲府盆地・市街地・富士川方面のパノラマ景観を楽しむ良好な眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。

こうした良好な眺望場所については、公募等により、富士川町百景などのビューポイントの選定を行ない、潜在的な眺望場所の掘り起こしを行うとともに、眺望場所の魅力づくりやPRの充実を図ります。

また、良好な眺望を損なうことのないよう、土地の改変や大規模な工作物、電線・電柱類、屋外広告物等の適切な誘導を行うとともに、眺望阻害樹木の伐採や適切な維持・管理、ごみの不法投棄などの景観を阻害する要因を改善し、美しい眺望景観の保全に努めます。



・高下からのダイヤモンド富士の眺望

⑤ 景観に配慮した施設整備を進める

道路や河川、公園、治山施設（堰堤等）などの整備に際しては、自然をできるだけ損なわないよう、多自然型工法や近自然工法といった将来的にもとの自然に回復できるような工法を採用するなど、周辺の自然景観や生物生息環境に配慮した施設整備を推進します。

特に、富士川は、歴史・文化に配慮した護岸整備を進めていますが、骨格的な自然景観軸でもあることから、護岸整備の際には、国土交通省との連携のもと、河川沿いの自然やまちなみ景観との調和を図るとともに、素材やデザイン等の連続性の確保に努めます。

また、擁壁の整備等については、石積みなど景観への配慮に努めていますが、併せて、大きな擁壁や法枠などが生じる場合には、良好な自然景観や集落景観を損なわないよう、景観に十分配慮した工法や材料を選定し、修景や緑化などの対策を図ります。



・富士川大橋と富士川周辺

⑥ 自然とのふれあいを深める

本町は、山間地ではトレッキングコースやトレイルランコースの整備、河川沿いでは遊歩道整備や富士川舟運を再現するイベントの開催、また、増穂ふるさと自然塾周辺での森や山村体験などの、自然と親しむ活動も盛んに行われています。今後も、統一したサイン整備やPRの充実等を図り、町全体が自然とのふれあいを深める場となるよう、景観づくりや環境整備を推進していきます。

また、郷土の風景を育んだ自然を学び、山間地域の交流・活性化を促すため、地域間が連携した、登山やハイキング、キャンプなどのふれあいの場の整備、各種レクリエーションイベントの開催、森林療法や森林環境教育、グリーンツーリズムやエコツーリズム等の推進を図ります。



・櫛形山トレッキングコース

(2) 歴史文化を活かした風景づくり

富士川舟運など、本町固有の歴史文化を顕在化し、景観まちづくりに活用します。

① 富士川舟運の歴史文化を活かす

江戸時代の富士川舟運で栄えた本町には、舟運の歴史文化を伝える歴史的建造物（旧眷米学校校舎、なまこ壁の建築物、古民家、蔵など）や駿信往還の往時をしのぶ古いまちなみ、船着き場跡や平林の氷室跡、社寺や史跡等の歴史資源が数多く分布しています。

本町固有の歴史文化を継承し、本町を象徴する景観づくりを進めるため、舟運の復活をはじめ、歴史的建造物の保存や活用、旧街道などの歴史を感じさせるまちなみの再生など、舟運の歴史文化を活かした景観まちづくりを促進します。



・富士川舟運（鰍沢河岸周辺）

② 地域に息づく歴史文化資源を守り、活かす

町内に数多く分布する地域の鎮守の社となっている社寺、古民家、古い水路、石垣、道祖神、祠、塚、古木、屋敷林などの、あまり知られていない歴史文化資源についても顕在化を図り、周辺を含めた魅力づくりを進めます。

(3) 生き生きとした農の風景づくり

美しい田園景観や里山景観を守り、元気な農の風景づくりを進めます。

① 美しい田園景観、農の風景を守る

本町では、山間・山麓地域に分布する眷米、平林、穂積の棚田の景観、伝統的な農山村景観、富士川沿いの低地部の田園景観、穂積のゆずの里や扇状地に広がる果樹園の景観など、本町のイメージを牽引する特徴的な農の風景が展開しています。

こうした農の風景を守るために、棚田のオーナー制度の推進、中山間直接支払制度や遊休農地活用事業の推進などによる優良農地の保全、農業の担い手の育成、耕作放棄地の有効利用を進めるとともに、野菜・花卉の栽培促進、観光農業の振興や地域農業の活性化を促進します。

また、眺望、桜、水路等の景観を借景とした眷米の棚田、眺望に優れた平林の棚田、関東随一のゆずの里など、個性ある農の風景を活かしたシンボル景観づくりを進めています。



・眷米の棚田

② 里山や集落景観の維持・向上を図る

町内三筋と呼ばれる、古くから形成された平林や穂積、大柳川沿いをはじめ、広く中山間地に点在する農山村集落は、往時の面影を残す趣のある集落地景観を呈しており、本町の大きな景観的特色となっています。

人々の永い営みにより形づくられたそれぞれの集落地独特の景観や趣を損なわないよう、民家の家並み、地形に沿った道、鎮守の森となっている社寺、大木・古木、屋敷林など、集落地景観を特徴づけている資源については、その維持・保全に努めるとともに、建物の高さや色、垣柵の構造、緑化など、周辺景観と調和する集落地景観の誘導を図ります。

また、暮らしと密接に関わり、集落地や農地の景観と一緒にとなって地域独特の農山村景観を形成してきた里山については、森林の保全と適正な維持管理を推進するとともに、住民参加による里山の手入れ、自然環境や景観に配慮した植樹の促進、里山や農村体験の充実など、地域ぐるみによる維持・保全活動を展開し、ふるさとの原風景の保全と再生を図ります。



・五開地区の集落地景観

③ 「農」を通じた交流を深める

本町では農業を通じた地域の活性化を図るため、平林交流の里みさき耕舎やつくたべかんでの農山村体験、ゆずの収穫体験や棚田の体験農業などを行っています。

四季の風物詩ともなっている農の風景づくりが、地域づくりや観光振興にもつながるよう、観光農園、体験農園、クラインガルテン（滞在型市民農園）の普及、地産地消を促し住民と観光客等の交流の場となる農産物直売所の拡充、農業体験や農村生活を体験するグリーンツーリズムの普及など、都市住民と農山村との交流を促進します。



・みさき耕舎での稻刈り体験

(4) おもてなしを感じさせる風景づくり

住民や観光客などに、おもてなしを感じさせる風景づくりを進めます。

① まちの拠点としてふさわしい景観を創る

本町の中心商店街を形成している「青柳商店街や鰍沢商店街」、行政文化の拠点となっている「町役場・町民会館周辺」、新たな交流拠点として整備が進められている「増穂 IC 周辺」などについては、先導的な景観整備を進め、本町のまちの拠点としてふさわしい景観形成を図ります。



・鰍沢商店街のまちなみ

② 魅力的な風景回廊を創る

本町の中心部の骨格的道路となっている国道 52 号や青柳横通線、甲西道路をはじめ、山間集落地や観光拠点等を結ぶ町内 3 筋の道路、主要な観光ルートとなっている丸山林道などのほか、平林・穂積・十谷を結ぶ林道などについては、富士川町の「風景回廊」として位置づけ、地域景観に配慮した施設整備や修景を図るとともに、沿道の屋外広告物やまちなみの適切な規制・誘導等により、景観の維持向上を図ります。

また、桜の名所である大法師公園と殿原公園を結び、さらに、巻米の棚田、利根川の緑道など、桜や河川、水路、歴史文化資源等の景観スポットを遊歩道等でネットワークする「桜回廊」づくりを推進します。

これらの骨格的な風景回廊に加え、地域単位で小さな観光ルートをつくり、それを主要な周遊ルートとして地域間をネットワークすることにより波及効果を高め、地域と本町全体のイメージアップを図ります。そのため、地域の潜在的な景観資源や魅力を掘り起こし、これらを結ぶ「(仮称) ふるさと散歩道」づくりを推進します。



・利根川の桜並木

③ 花と緑のまちづくりを進める

本町は、春の桜と菜の花、初夏の新緑とあじさい、秋の稻穂と紅葉など、四季折々の美しい風景を見ることができます。また、耕作放棄地への苗木の補助や、菜の花による景観緑地づくりなども行われています。

本町の風景のイメージをさらに向上するため、まちかど花壇の設置、主要な道路や学校などの公共施設の緑化、耕作放棄地を活用したお花畠づくり、住宅地や集落地の庭先の花植えや生け垣の設置、大規模店舗等の敷地内緑化など、「花と緑のまちづくり」を促進します。



・菜の花の風景

④ 景観を活かした観光・交流を進める

本町の景観の魅力を多くの人に知ってもらい、楽しんでもらうため、各種イベントを含めた景観マップの作成と積極的なPR、景観資源を活かした新たな観光ルートやエコツアーの創出といった取り組みを進めます。

また、本町の観光施策と連携し、景観を活かした観光交流を促進します。



・大法師さくら祭り

(5) 快適で親しみのもてる風景づくり

身近な景観を大切にし、誰もが快適で親しみのもてる風景づくりを進めます。

① 身近な公共施設等の景観向上する

行政文化施設、小・中学校などの公共建築物、身近な道路や公園等は、多くの町民に利用され、日常的に町民が目にすることの多い施設であり、まちや地域の目印となるものです。

これらの公共施設の改築や整備に際しては、地域の景観形成の先導役ともなることから、「公共施設デザインガイドライン」等を作成し、地域景観に配慮した施設整備や修景を促進します。



・道の駅富士川

② 良好的なまちなみ景観を形成する

本町の良好な景観を今後とも維持・向上していくため、商業地、住宅地、工業地などについては、一定のルール^{*}に基づく地域の特性に応じたまちなみ景観の誘導を図ります。

■中心商店街のまちなみ景観

中心商店街（青柳・鰍沢商店街）については、現存する歴史的な建造物の保存に努めるとともに、適切な建築物等の誘導により、歴史文化とおもてなし感が感じられ、全体的にまとまりと整序感のあるまちなみ景観の形成をめざします。



・鰍沢商店街のまちなみ

■地域の生活拠点のまちなみ景観

町役場周辺や、地域の生活拠点であり本町の農山村文化を発信する観光拠点ともなっている平林や穂積の集落地については、界わいや集落地のもつ魅力を最大限に活用し、良好な地域景観や独自の趣を損なわないよう、適切な建築物等の誘導により良好なまちなみ景観の形成を図ります。



・小室地区中心部のまちなみ

■幹線道路沿いの沿道景観

開発や店舗立地等により景観が変化しつつある青柳横通線、甲西道路等の幹線道路沿道については、適切な建築物等の誘導により、良好なまちなみ景観の形成を図ります。

また、観光交流機能を担う道路沿道については、屋外広告物の規制・誘導、緑化の推進等により、周辺景観との調和に配慮した、快適でゆとりの感じられる沿道景観の形成を図ります。



・主要地方道富士川南アルプス線沿道のまちなみ

注) * 一定のルール：第4章 良好的な景観形成のための行為の制限事項を参照下さい。

■住宅地のまちなみ景観

中心市街地周辺の古い住宅地や、扇状地の農地と一緒にとなって農村景観を形成している農業集落地、富士川沿いや郊外部の新興住宅地など、それぞれの住宅地の特性に応じた適切な建築物等の誘導により、周辺景観と調和した良好なまちなみの形成を図ります。



・郊外部の住宅地景観

■農山村集落の集落景観

平林、高下・小室、鬼島・国見平・長知沢、箱原、鹿島、柳川・鳥屋、十谷などの里山に抱かれた趣のある山間集落地については、風土の中で形成されてきた各々の集落のもつ独自の趣や景観を損なわないよう、周辺景観との調和や集落全体としてのまとまりに配慮した適切な建築物等の誘導を行い、郷土景観を象徴するような集落景観の形成を図ります。



・十谷の山村集落景観

③ 祭りやイベントを活性化する

本町では、年間を通して伝統行事や祭り、各種イベントが各所で行われており、多くの町民が集い観光客等が訪れ、賑わいある景観を形成しています。

こうした祭りやイベント等は、その地域の歴史・文化や暮らしぶりを伝える大切な景観資源です。

そのため、できる限り保存・継承を図るとともに、既存イベントの充実や新たな地域イベントの創出を図るなど、地域活性化を促す、元気な地域景観づくりを図ります。

また、祭りや地域行事のネットワークを図ることにより、PR効果やイメージの発信力を高めるなど、地域が連携して本町の魅力をより多くの人に伝え、活力のある地域景観を創出していきます。



・水室神社例祭（神楽舞）



・ゆずの里まつり

④ 身近な景観資源を守り、活かす

集落地などで多くみられる大木・古木、社寺と鎮守の森、生け垣や屋敷林、雑木林、小川や水路のせせらぎ、古民家、蔵や石積み、祠や道祖神、風土や歴史を物語る地名などは、身近な地域の景観を特徴づけている大切な要素の一つとなっています。

こうした暮らしにじみ深い身近な景観を見つめ直し大切に守るとともに、案内板や解説板等の設置による景観スポットとしての整備や、これらを結ぶ「(仮称)ふるさとの散歩道」づくりなど、身近な景観資源を顕在化し、景観まちづくりに活用していきます。



・平林筋に建つ観音像



・箱原の道祖神



・庭木と生け垣



・集落入口の祠

3. 景観形成推進ゾーンの方針

(1) 景観形成推進ゾーンの選定

景観形成方針に基づいた景観づくりを効果的に進めるためには、景観形成上重要なところから重点的に推進し、取り組みの成果が目に見えるようにしていくことが重要です。

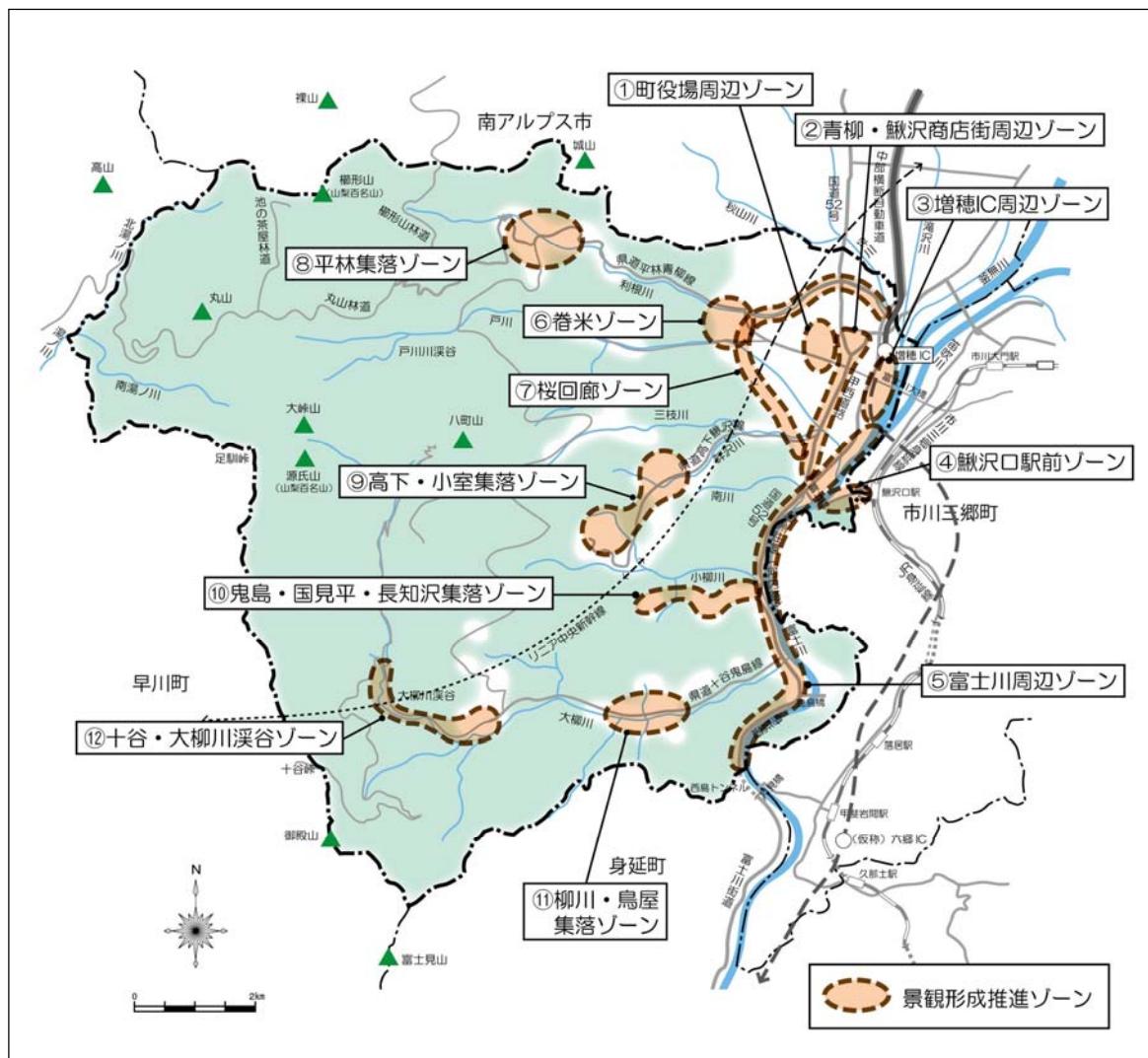
このため、本町の中でも、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき一定のゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、できるところから無理のない着実な取り組みを進めていきます。今後、景観形成推進ゾーンは、優先順位の高いところから順次「景観形成推進地区」として指定し、重点的な景観形成を図ることをめざします。

ここでは、以上の考え方に基づいて、下図に示す12ヶ所の「景観形成推進ゾーン」を選定しました。

■景観形成推進ゾーン選定の考え方

- 町や地域の拠点となっているところで、シンボルとして良好な景観形成が不可欠なところ
- 際立った景観的特徴と高い資質を備え、本町の風景資産として景観の保全・整備の必要性が高いところ
- まちづくりプロジェクトが実施あるいは計画されており、良好な景観形成が必要なところ
- 地域住民による主体的な景観まちづくりの取り組みが行われているところ など

■景観形成推進ゾーン



(2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針

選定した 12 ケ所の景観形成推進ゾーンごとの景観形成方針は、下表に示すとおりです。

■景観形成推進ゾーンの景観形成方針

推進ゾーン	景観形成方針
①町役場周辺ゾーン	本町の行政文化拠点と位置づけられるゾーンで、本町の中心地にふさわしい良好な景観形成を図る。
②青柳・鰍沢商店街周辺ゾーン	国道 52 号沿いに古くから形成され、舟運の歴史文化を色濃く残す中心商店街で、まとまりと整序感のある本町の顔にふさわしい良好な景観形成を図る。
③増穂 IC 周辺ゾーン	道の駅を中心に、現在河川防災ステーションなどのプロジェクトが進められているゾーンで、町の活性化や交流と観光に寄与する、新しい町の顔にふさわしい良好な景観形成を図る。
④鰍沢口駅前ゾーン	本町の鉄道による最寄り駅となっており、町へのアクセス強化を含め、町の玄関口にふさわしい良好な景観形成を図る。
⑤富士川周辺ゾーン	本町の自然景観の骨格を形成する重要な水辺の軸となっており、舟運の歴史文化や河川沿いの自然環境等に配慮し、周辺景観との連続性を確保した良好な水辺景観の形成を図る。
⑥巻米周辺ゾーン	山麓の市街地に近接し、本町の田園景観を象徴するゾーンであり、棚田景観や桜、良好な眺望、河川や水路などの景観資源を活用し、農耕文化を発信するシンボル景観として、本ゾーンの魅力を最大限に活かした景観形成を図る。
⑦桜回廊ゾーン	桜の名所である大法師公園と殿原公園を結び、さらに、巻米の棚田周辺、利根川の緑道など、桜や河川、水路、歴史文化資源等の景観スポットを一体的にネットワークする周遊ルートとして、良好な景観形成を図る。
⑧平林集落ゾーン	利根川上流の山間に古くから形成された集落ゾーンで、櫛形山への登山基地でもある。また、地域の生活拠点、棚田や眺望をはじめ、本町の農山村文化を発信する観光拠点ともなっており、本ゾーンの魅力を最大限に活かした景観形成を図る。
⑨高下・小室集落ゾーン	畔沢川と小柳川上流の山間に形成された集落ゾーンで、地域の生活拠点、富士山の眺望やゆずの里など、本町の農山村文化を発信する観光拠点ともなっており、本ゾーンの魅力を最大限に活かした景観形成を図る。
⑩鬼島・国見平・長知沢集落ゾーン	小柳川南側の山間に点在する小規模な集落群で、高台の緩斜面に沿うように立地する、独自の農山村景観の保全とその魅力を活かした景観形成を図る。
⑪柳川・鳥屋集落ゾーン	大柳川沿いの山間に点在する小規模な集落群で、里山に抱かれた落ち着いた風情をもつ農山村景観の維持保全と、やすらぎ水辺公園や旧五開小学校の活用をはじめ、魅力の向上を図る。
⑫十谷・大柳川渓谷ゾーン	本町を代表する観光ゾーンで、源氏山の景観、渓谷や清流、滝などの優れた自然景観の保全を図るとともに、大柳川遊歩道やつくたべかん、秘湯等を活用し、観光拠点にふさわしいおもてなしを感じさせる景観形成を図る。

第4章

良好な景観形成のため の行為の制限事項



第4章 良好な景観形成のための行為の制限事項

1. 基本方針

(1) 景観計画に基づく行為制限の考え方

町域全体を3つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとに、建築物等に関する一定のルール(届出対象行為と景観形成基準)を定め、良好な景観形成を誘導します。

まちなみ景観や田園景観などは、個々の土地の開発行為や建築行為がひとつひとつ積み重なって形成されていくものです。良くも悪くも、これらの行為の積み重ねが、その地域の景観に大きな影響をもたらします。

本町固有の豊かで美しい景観を維持・保全し、良好な景観形成を図っていくためには、個々の土地や建築物等に関する行為を一定のルールに基づいて、周辺の景観と調和し、整序感のあるものにしていくことが必要です。

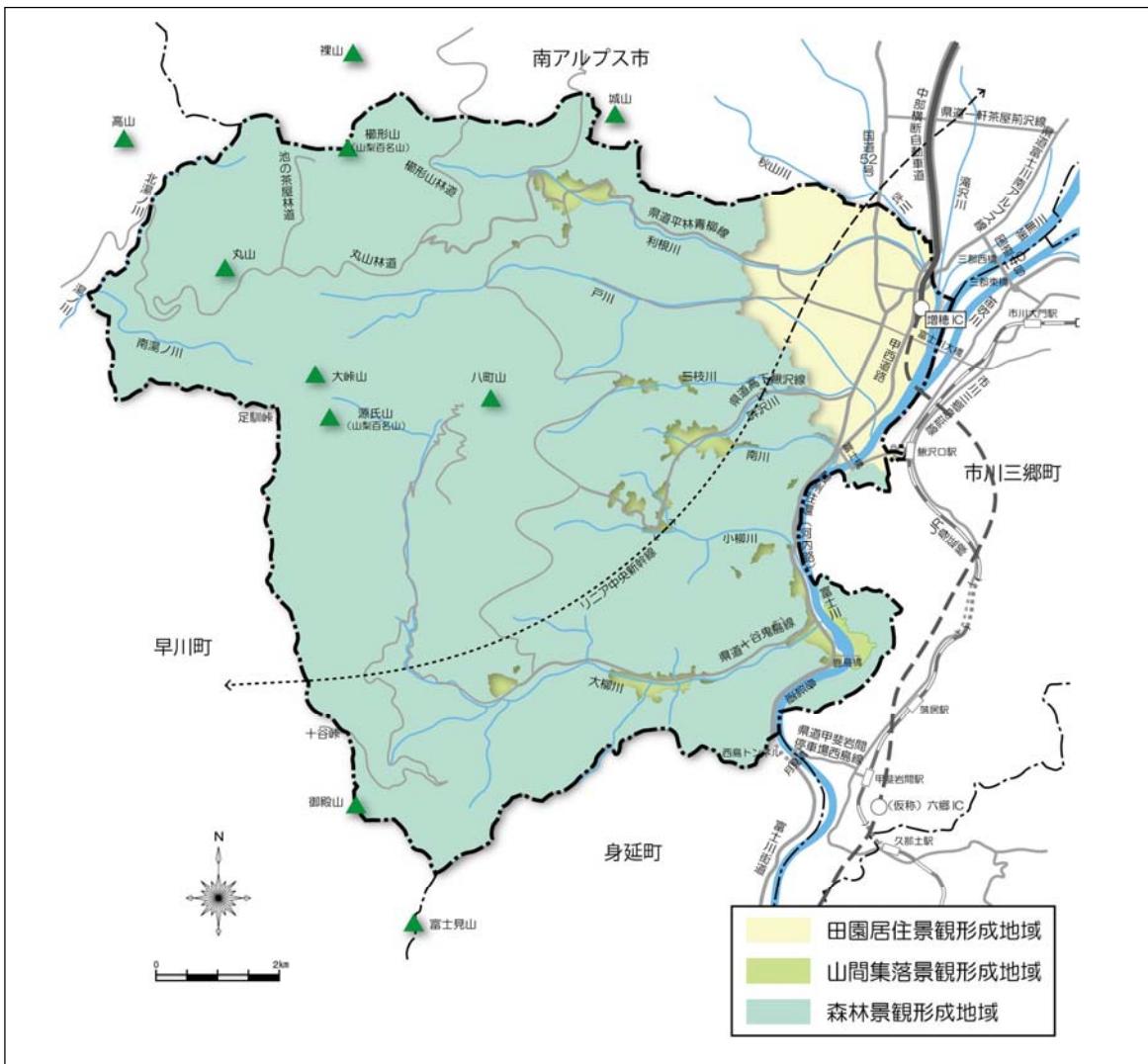
景観計画では、地域の特性に応じた景観形成を図る観点から、以下に示すように町域全体を3つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとに、建築物等に関する一定のルール(届出対象行為と景観形成基準)を定め、この基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を誘導します。

■ 3つの景観形成地域

地域区分	景観ゾーン*	地域景観の特色
田園居住 景観形成地域	■ 「まち」の 景観ゾーン ■ 「おか」の 景観ゾーン ■ 「みず」の 景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none">富士川沿いの低地部から山麓一帯に形成された既成市街地と住宅地・集落地・農地が併存する地域です。本町の都市機能の多くが集積し、住民の大部分が生活しています。近年は、中部横断自動車道の開通に伴い、増穂IC周辺をはじめとした都市整備プロジェクトが進みつつあり、景観の変化が予想されるなど、地域景観と調和した良好な景観形成が求められています。
山間集落 景観形成地域	■ 「たに」の 景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none">平林、高下・小室、鬼島・国見平・長知沢、箱原、鹿島、柳川・鳥屋、十谷など、谷筋や山間の緩傾斜地に古くから形成された農山村集落地域です。豊かな自然と歴史資源、趣のある家並みなど、谷筋に展開する里山と農地、集落地が一体となった特徴的な農山村景観の維持・保全が求められています。
森林 景観形成地域	■ 「やま」の 景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none">本町の西側一帯に広がる山と森林の地域です。本町の自然や景観の骨格を形成する重要な資源として、山並みや稜線からの眺望、多面的な機能を有する森林資源と森林景観の維持・保全、森林のレクリエーション活用などが求められています。

注) *景観ゾーン：景観構造の主な要素（19、20 ページ参照）

■景観形成地域の区分



(2) 景観計画に定める内容

① 行為の制限事項(届出対象行為と景観形成基準)

本計画では、3つの景観形成地域ごとに、それぞれ「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

■計画に定める行為の制限事項

【届出対象行為】

周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、土地の改変などに関する行為を「届出対象行為」として定めます。

【景観形成基準】

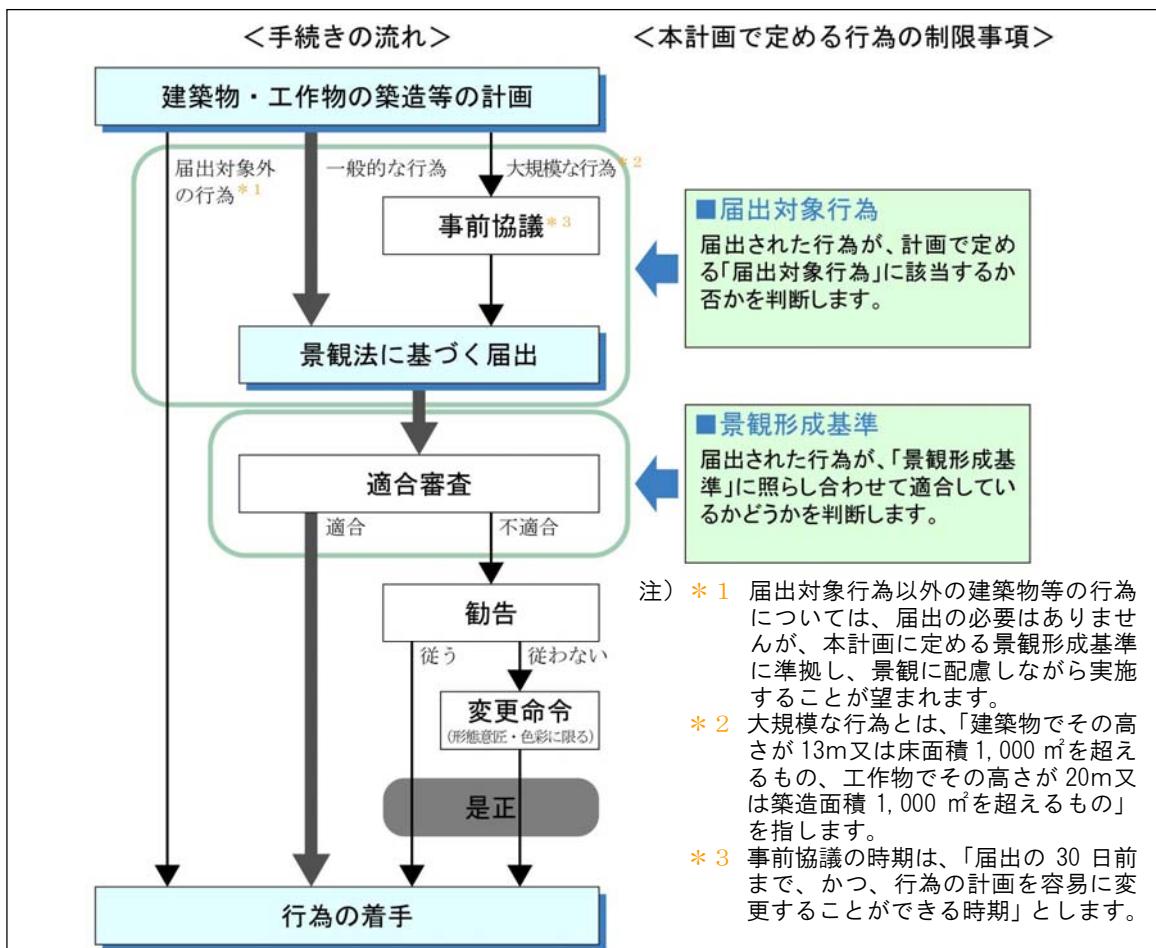
建築物等の新築や増改築、土地の改変などの行為別に、景観形成上配慮すべき事項（景観形成基準）を定めます。

② 届出手続きに関する事項

建築物・工作物の建造、土地の形質の変更などの行為を行う場合には、あらかじめ富士川町に届出を行い、町が定める景観形成基準に適合しているか否かの審査を受けることになります。

町は届出が提出された行為の内容を景観形成基準と照合し、必要な助言や指導を行い、不適合と判断した行為については、計画のは正等を勧告することとなります。

■行為の届出手続きの流れ



2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項

(1) 田園居住景観形成地域

1)届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 13m又は行為部分の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 13m又は床面積の合計が 500 m ² を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、柵、塀の類（生け垣によるものを除く）
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類
		地上に設置する太陽光・小水力発電施設
開発等行為等	土地の形質の変更	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	
	木竹の伐採	

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と町が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- ①景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- ②建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ④山梨県文化財保護条例または富士川町文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

2)景観形成基準

① 建築物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配 置	1.周辺の山々の眺望を阻害しないよう配置に留意する。 2.周辺のまちなみの連續性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 3.建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退する。 4.敷地内に大径木や景観的に良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。
		1.建築物等の高さは 20m以下とする。 2.個々の建築物等の規模は極力抑え、周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないように配慮する。 3.周辺のまちなみ景観や田園景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。
	外 観	1.周辺の建築物等との連續性に配慮するとともに、まちなみ景観や田園景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2.神社、寺院、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。 3.屋根の形状については、できるだけ勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺のまちなみ景観と調和するデザインを工夫する。 4.外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 5.屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。
		1.外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、背景の自然景観、周辺のまちなみ景観や田園景観に調和した色調とする。 2.使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。
		1.外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。 2.鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。
		1.照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 2.商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。 3.光源で動きのあるものは、原則として避ける。
	緑 化	1.敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮する。 2.既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 3.使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。 4.特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。
	その他	1.屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。

② 工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
と工作物となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、柵、塀の類	1.周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2.高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1.形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2.色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。 3.高さは30m以下とする。 4.電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5.鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう、植栽などにより、できるだけ目立たないようにする。 6.移動通信用鉄塔については、「富士川町移動通信用鉄塔等設置基準」によるものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1.工作物の高さは20m以下とする。 2.周囲の山並み、自然、田園、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3.配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	4.太陽光・小水力発電施設は、目立たない位置に設置し、周囲の眺望やまちなみの景観を損なわないよう配慮する。 5.太陽光発電施設のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。
	地上に設置する太陽光・小水力発電施設	

③ 開発行為等

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1.土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2.周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないよう努める。 3.法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4.擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5.敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等はできるだけ保全し、活用するよう努める。 6.形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1.掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2.掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3.掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1.堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。 2.積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3.敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1.樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2.既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3.道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4.伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

(2) 山間集落景観形成地域

1)届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 10m又は行為部分の床面積の合計が 250 m ² を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 10m又は床面積の合計が 250 m ² を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、柵、塀の類 (生け垣によるものを除く) 電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類 煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 2mを超えるもの 高さ 15mを超えるもの 高さ 10mを超えるもの 高さ 10m又は建築面積 250 m ² を超えるもの
	地上に設置する太陽光・小水力発電施設	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 10 m ² を超えるもの、小水力発電施設で建築面積が 10 m ² を超えるもの	
	土地の形質の変更	行為面積 500 m ² を超えるもの又は高さ 2m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 500 m ² を超えるもの又は高さ 2m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 2m 又は面積 300 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
開発等行為等	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 m ² を超えるもの	

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と町が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- ①景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- ②建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ④山梨県文化財保護条例または富士川町文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

2)景観形成基準

① 建築物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準								
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配 置	<p>1.地域の優れた眺望景観を阻害しないよう、また、背景となる山並み景観や森林景観を損なわないよう配置に留意する。</p> <p>2.周辺のまちなみの連續性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。</p> <p>3.建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退する。</p> <p>4.敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。</p>								
		<p>1.建築物等の高さは 15m以下とする。</p> <p>2.個々の建築物等の規模は極力抑え、周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないように配慮する。</p> <p>3.周辺のまちなみや田園景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</p>								
	外 観	<p>1.周辺の建築物等との連續性に配慮するとともに、周辺の田園景観や背景の山並み景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。</p> <p>2.神社、寺院、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。</p> <p>3.屋根の形状は原則として勾配屋根とする。</p> <p>4.外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。</p> <p>5.屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。</p>								
		<p>1.外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ目立たない色彩を基調とし、周辺の自然景観や田園景観に調和した色調とする。</p> <p>2.基調色となる部分（全体の約 2/3）の彩度は、表の通りとする。</p> <p>ただし、石材、木材、などの自然素材、漆喰塗、煉瓦、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。</p> <p>3.使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR (橙) 系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R (赤)、Y (黄) 系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	彩 度	YR (橙) 系	4以下	R (赤)、Y (黄) 系	3以下	上記以外	2以下
色 相	彩 度									
YR (橙) 系	4以下									
R (赤)、Y (黄) 系	3以下									
上記以外	2以下									
無彩色	—									
材 料	<p>1.外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。</p> <p>2.鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。</p>									
	<p>1.照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。</p> <p>2.商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。</p> <p>3.光源で動きのあるものは、原則として避ける。</p>									
緑 化	<p>1.敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮する。</p> <p>2.既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。</p> <p>3.使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。</p> <p>4.特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。</p>									
	<p>1.屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。</p>									

② 工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
と 工 作 物 な る 修 繕 新 築 若 しく は 模 様 替 え 又 は 色 彩 の 変 更 し く は 移 転 、 外 觀 を 變 更 す る こ と	垣、柵、塀の類	1.周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2.高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1.形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2.色彩については、良好な眺望、背景の山並み景観を妨げないよう周辺景観に配慮した色調を用いる。 3.高さは30m以下とする。 4.電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5.鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、植栽などにより、できるだけ目立たないようにする。 6.移動通信用鉄塔については、「富士川町移動通信用鉄塔等設置基準」によるものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1.工作物の高さは15m以下とする。 2.周囲の山並み、自然、田園、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3.配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	4.太陽光・小水力発電施設は、目立たない位置に設置し、周囲の眺望やまちなみの景観を損なわないよう配慮する。 5.太陽光発電施設のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。
	地上に設置する太陽光・小水力発電施設	

③ 開発行為等

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1.土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2.周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないよう努める。 3.法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4.擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5.敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等はできるだけ保全し、活用するよう努める。 6.形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1.掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2.掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3.掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1.堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。 2.積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3.敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1.樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2.既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3.道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4.伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

(3) 森林景観形成地域

1)届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	壇、柵、塀の類 (生け垣によるものを除く)
		高さ 1.5mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類
		高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類
開発等行為等		高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類
		高さ5m又は築造面積 10 m ² を超えるもの
		地上に設置する太陽光・小水力発電施設
		太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 10 m ² を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が 10 m ² を超えるもの
	土地の形質の変更	行為面積 300 m ² を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 300 m ² を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 1.5m又は面積 100 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした高さ 10mを超えるもの又は伐採面積 300 m ² を超えるもの

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と町が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- ①景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- ②建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ④山梨県文化財保護条例または富士川町文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

2) 景観形成基準

① 建築物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準										
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配 置	<p>1.周囲から極力目立たないような位置に配置し、山々の眺望を阻害しないよう努める。</p> <p>2.行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう配置に留意する。</p> <p>3.建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路の境界線から5m以上後退するものとする。</p> <p>4.敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらを活かせる配置とする。</p>										
	規 模	<p>1.建築物等の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。</p> <p>2.周辺の自然景観に対して著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</p>										
	形態意匠	<p>1.森林など周辺の自然景観と調和した形態・意匠を工夫する。</p> <p>2.神社、寺院、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩及び材料を工夫し、違和感を与えることのないよう配慮する。</p> <p>3.屋根の形状は原則として勾配屋根とする。</p> <p>4.外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。</p> <p>5.屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。</p>										
	色彩等	<p>1.外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ目立たない色彩を基調とし、周辺の自然景観や田園景観に調和した色調とする。</p> <p>2.基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は、表の通りとする。</p> <p>ただし、石材、木材、などの自然素材、漆喰塗、煉瓦、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。</p> <p>3.使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR(橙)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)、Y(黄)系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	彩 度	YR(橙)系	4以下	R(赤)、Y(黄)系	3以下	上記以外	2以下	無彩色
色 相	彩 度											
YR(橙)系	4以下											
R(赤)、Y(黄)系	3以下											
上記以外	2以下											
無彩色	—											
材 料	<p>1.外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料をできるだけ用いるように努める。</p> <p>2.鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。</p>											
屋外照明	<p>1.照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。</p> <p>2.商業看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。</p> <p>3.光源で動きのあるものは、原則として避ける。</p>											
緑 化	<p>1.敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮する。</p> <p>2.既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。</p> <p>3.使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするように努める。</p> <p>4.特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。</p>											
その他	<p>1.屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をする。</p>											

② 工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
と工なる物の新築、若しくは増築、模様替え又は色彩の変更を変更すること	垣、柵、塀の類	1.周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2.高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1.形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2.色彩については、良好な眺望、背景の山並み景観を妨げないよう周辺景観に配慮した色調を用いる。 3.高さは30m以下とする。 4.電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5.鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、植栽などにより、できるだけ目立たないようにする。 6.移動通信用鉄塔については、「富士川町移動通信用鉄塔等設置基準」によるものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1.工作物の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。 2.周囲の山並み、自然、田園、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3.配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4.太陽光・小水力発電施設は、目立たない位置に設置し、周囲の眺望やまちなみの景観を損なわないよう配慮する。 5.太陽光発電施設のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	1.工作物の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようする。 2.周囲の山並み、自然、田園、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3.配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4.太陽光・小水力発電施設は、目立たない位置に設置し、周囲の眺望やまちなみの景観を損なわないよう配慮する。 5.太陽光発電施設のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。
	地上に設置する太陽光・小水力発電施設	1.工作物の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようする。 2.周囲の山並み、自然、田園、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3.配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4.太陽光・小水力発電施設は、目立たない位置に設置し、周囲の眺望やまちなみの景観を損なわないよう配慮する。 5.太陽光発電施設のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。

③ 開発行為等

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1.土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2.周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないよう努める。 3.法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4.擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5.敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等はできるだけ保全し、活用するよう努める。 6.形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1.掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2.掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3.掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1.堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。 2.積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3.敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1.森林の伐採は原則として抑制するものとし、やむを得ず伐採する場合においては、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2.既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3.道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4.伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。



・甲西道路と坪川大橋

第5章

景観資源等の質的向上 に関する事項

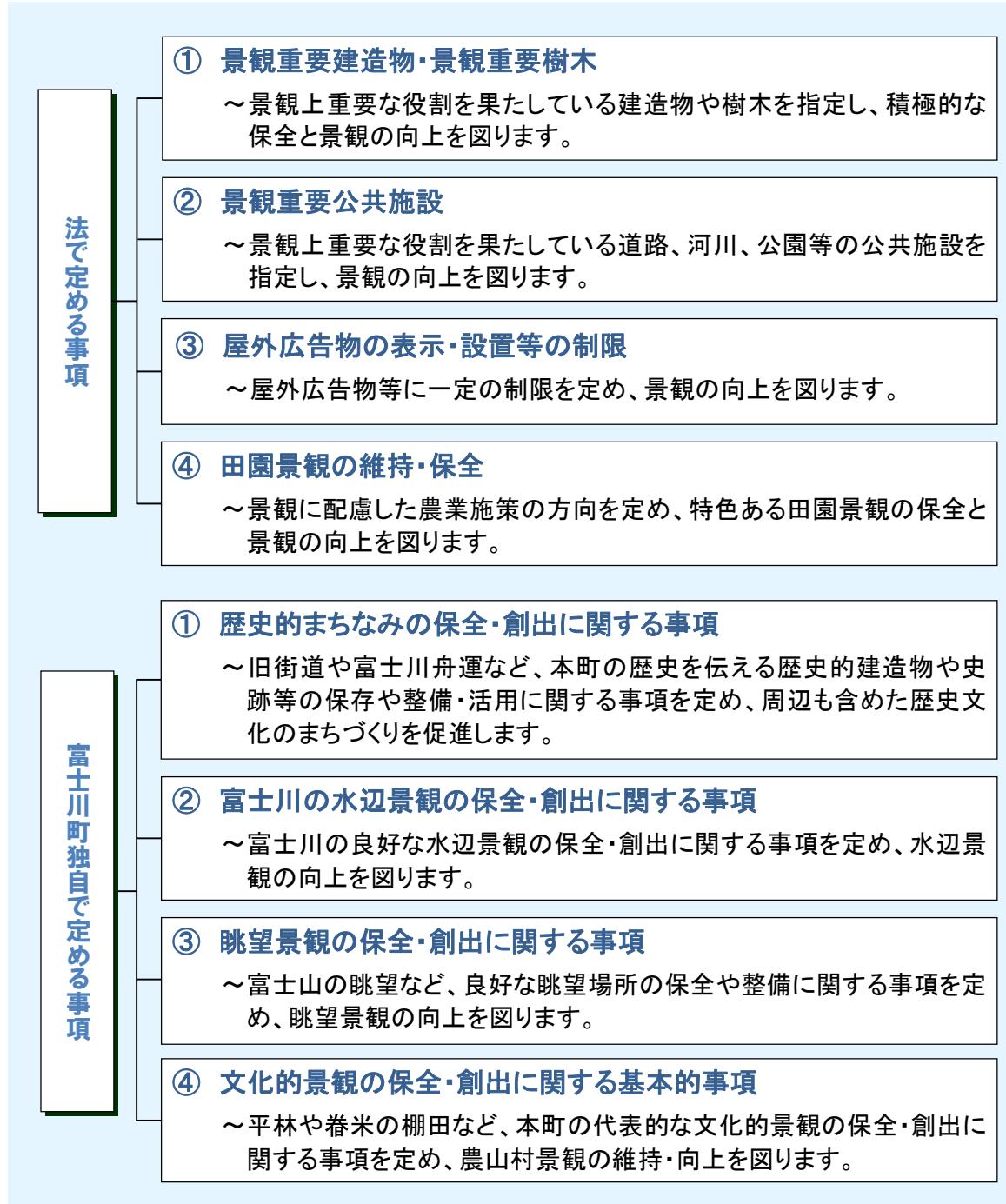


第5章 景観資源等の質的向上に関する事項

■ 富士川町で定める事項

富士川町の美しく個性的な景観の保全と景観資源等の質的向上を図るため、本町では、前章に掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

■ 景観資源等の質的向上に向けて定める事項



1. 景観重要建造物・景観重要樹木

景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)

(1) 基本的事項

地域ならではの特色ある景観形成を図るため、町内の建築物・工作物（以下「建造物」）および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定^{*}し、それらの保存を図るとともに、周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「富士川町景観審議会」の意見を聴くものとします。

(2) 指定に関する事項

① 景観重要建造物(建築物、工作物)

町内には、文化財に指定されている旧眷米学校校舎などの歴史的建造物以外に、舟運の歴史文化をしのばせる伝統的建造物や公共建築物など、地域景観を特徴づけている建造物が数多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定して、積極的に保全・活用を図ります。

■指定基準

- 地域の歴史文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 歴史的、建築的に価値をもつ建造物
- 優れたデザインで、町や地域のシンボルとなっている建造物
- 多くの市民、観光客等に愛され、親しまれている建造物

② 景観重要樹木

町内には、文化財に指定されている氷室神社の大杉や柳川寺のしだれ桜、最勝寺の四季ザクラなどの天然記念物以外に、古くから住民に親しまれ、地域景観を特徴づけている名木や大木・古木などが多く分布しています。

これら、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる樹木を次の指定基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

■指定基準

- その樹容(樹高、樹形等)から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 地域の歴史や文化を感じさせるなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの市民、観光客等に愛され、親しまれている樹木

注) * 「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的価値・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しています。新しいものであっても、それが、地域の景観形成上重要な役割を果たしているものであれば指定の対象となります。

ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは、指定の対象からは除外します。

「景観重要建造物」および「景観重要樹木」として指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更することとなる行為については町長の許可が必要となります。

2. 景観重要公共施設

景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号口関係)

(1) 基本的事項

道路、河川、公園等の公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、その周辺の自然環境やまちなみと調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、本町の景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

(2) 指定に関する事項

本町の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「富士川町景観審議会」の意見を聴くものとします。

■指定基準

- 良好的な景観を有し、本町のシンボルとなっている河川
- 賑わいと交流の軸となっている道路や優れた眺望を有する道路など
- 特徴的な景観を有する橋梁、護岸や堰堤などの土木構造物
- 多くの市民、観光客等に親しまれているシンボル的な公園

注) * 公共建築物や鉄道駅等の公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

(3) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

「景観重要公共施設」の整備にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「富士川町景観審議会」の意見を聴くものとします。

また、景観重要公共施設に限らず、景観に配慮した施設整備を推進するため、「(仮称) 富士川町公共施設デザインガイドライン」や「(仮称) 富士川町サイン計画」等の策定を検討します。

■景観重要公共施設の整備方針（案）

- 景観に配慮した工作物・構造物の整備
 - ・道路:舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面、ストリートファニチャー等
 - ・河川:護岸、水辺空間、管理道路、河川占用物など
 - ・公園:園路、広場、出入口、トイレなどの施設・各種工作物など
- 統一感があり、美しい公共サインの設置
- 眺望に配慮した工作物の設置
- 眺望場所の整備
- 地域の特性に応じた道路や河川の緑化推進
- 道路や河川のビスタ(ある対象物に向かった直線的な景観)、シークエンス(移動による景観の変化)への配慮
- 屋外広告物の適正な規制・誘導
- 周辺の良好な既存樹林地の保全

(4) 占用等許可の基準について

「景観重要公共施設」の占用にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「富士川町景観審議会」の意見を聞くものとします。また、占用許可等の基準を次のように定めます。

なお、景観計画が施行される以前の既存の工作物等や地中に埋設するため、周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

■ 占用許可の基準について

区分	根拠法	許可の基準
景観重要道路	道路法第32条第1項または第3項の許可の基準	工作物の形態・意匠については、周辺の地域景観との調和や眺望景観に配慮すること。
景観重要河川	河川法第24条または第26条第1項の許可の基準	
景観重要公園	都市公園法第5条第1項または、第6条第1項若しくは第3項の許可の基準	

(5) 指定が想定される公共施設の例



・県道平林青柳線



・主要地方道富士川南アルプス線



・富士川



・大柳川



・大法師公園



・利根川スポーツ公園

3. 屋外広告物の表示・設置等の制限

屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

(1) 基本的事項

屋外広告物は、町民や観光客等に多くの情報を与え、商業地、観光地などのまちなみにはぎやかな印象を与えるなどの効果があります。

しかし、近年、幹線道路沿道などを中心に、派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しつつあり、良好な景観への影響が懸念されています。

現在、本町における屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき規制が行われています*。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく町独自の「(仮称) 富士川町屋外広告物条例」の制定を検討し、これに基づいて本町の実情に即した規制・誘導をめざします。

(2) 行為の制限に関する事項

本計画では、将来の町独自の規制・誘導に向け、景観形成の観点から屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する基準の考え方を次のように定めます。

■基本的な考え方

良好な景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、自然景観や地域景観に著しくなじまないもの、目立つものとならないよう、周辺景観に調和するよう充分に配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

項目	設置基準の考え方
位置、形状、規模、意匠	<ul style="list-style-type: none">○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設や良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。○屋外広告物等については、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や田園景観との調和に配慮する。○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限度の設置個数にとどめる。○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。○高速道路 IC 付近や幹線道路交差点付近に乱立している看板類等については、できるだけコンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。○老朽看板については、撤去しなければいけない。
色彩	<ul style="list-style-type: none">○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。○安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用してはならない。
素材	<ul style="list-style-type: none">○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。○耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照明	<ul style="list-style-type: none">○照明機器は、必要最小限とするよう努める。○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

注) * 山梨県屋外広告物条例の規定による、第2種許可地域、第1種・第2種禁止地域の基準を適用します。

4. 田園景観の維持・保全

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第55条関係)

(1) 基本的事項

山々を背景に、富士川沿いの低地部に広がる水田地帯、扇状地に広がる果樹園、山間・山麓地域に分布する棚田や農の風景は、本町の代表的な郷土景観となっています。

こうした良好な農山村景観の維持・保全・創出と良好な営農条件の確保を一層推進するため、「富士川町農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、以下に示す「景観農業振興地域整備計画」^{*}の策定を検討します。

(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項

① 景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域内のうち、農山村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じていくことが望まれる次のような区域について定めます。

■区域の選定基準（案）

- 富士川沿いや扇状地一帯に広がる一団の田園・樹園地で、今後とも保全・継承が求められる地域
- 里山を背景に美しい「棚田」が展開する山間・山麓の農山村集落地域(眷米、平林、穂積など)
- 特徴的な景観を有する農山村を中心とした農業集落地域
(平林、高下・小室、鬼島・国見平・長知沢、箱原、鹿島、柳川・鳥屋、十谷の農山村集落など)
- 地域住民による維持・保全活動が行われ、景観作物の栽培やオーナー制度の実施など都市住民との交流を推進しており、今後ともその活動を推進していく地域
- 耕作放棄地が増加しており、景観的な対策が望まれるところ など

② 景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関すること

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や耕作放棄地の有効活用、景観作物の共同栽培など、特徴ある景観に配慮した農地の土地利用のあり方について定めます。

③ 農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

景観農業振興地域の区域については、景観形成に関わる次の事項を具体的に定めます。

■計画に定めるべき事項（案）

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項(農振法第8条第2項第2号)
(景観に配慮した農道、農業用水路等、景観上必要な整備に関する事項や基準など)
- 農用地等の保全に関する事項(農振法第8条第2項第2号の2)
(耕作放棄地等に対する基盤整備や有効活用に関する事項など)
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項(農振法第8条第2項第4号)
(農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など)

注) * 「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和の取れた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定めることとされています。また、本計画は、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、両計画の整合性を図ることが必要です。

5. 富士川町独自で定める事項

前述の4つの法で定める事項以外に、本町では次の事項を定めます。なお、これらの事項を定めるにあたっては、「富士川町景観審議会」の意見を聞くものとします。

(1) 歴史的まちなみの保全・創出に関する事項

本町は、駿信往還の旧街道に沿って、富士川舟運で栄えた歴史文化を伝える歴史的建造物（旧巻米学校校舎、なまこ壁の古民家、蔵など）や、青柳・鰍沢宿の往時をしのぶまちなみ、社寺や史跡等の歴史資源が数多く残されています。

これら富士川町の風土を物語る歴史文化的資産は、後世に継承する大切な町の財産として、その周辺を含めた景観の保全・創出が極めて重要です。

景観形成方針で掲げた「歴史文化を活かした風景づくり」の実現を目指し、国や県の支援や事業を活用しながら文化財の保存のみではなく、周辺の歴史的風致を含めた景観の維持・向上を図ります。



・なまこ壁の残るまちなみ



・妙法寺山門前のまちなみ

(2) 富士川の水辺景観の保全・創出に関する事項

富士川は、山梨県を代表する骨格的な河川であり、豊かな流れに加え日本三大急流のひとつに数えられるダイナミックな水辺景観とともに、河川沿いには縁や自然景観が展開しています。

また、富士川は、かつては舟運が盛んに行われ、高瀬舟が行き交い、河岸や宿場町が開かれるなど、先人によって培われた郷土の歴史文化を表象する重要な河川でもあります。

この富士川の水辺景観は、本町の貴重な風景資産であり、良好な水辺景観を維持・保全し、その印象と魅力をより高めるため、次のような取り組みを推進します。

■富士川の水辺景観の保全・創出に向けた取り組み

- 水質の維持・保全
(下水道の整備促進、合併浄化槽の普及、ごみの不法投棄の防止、河川美化活動の推進など)
- 自然護岸や石積み護岸、緑化など、環境や景観に配慮した整備とその連続性の確保
- 富士川舟運に関わる歴史文化的景観資源の顕在化と景観まちづくりへの活用
(渡船場、河岸跡、高瀬舟、舟下り、伝統芸能などの顕在化と景観まちづくりへの活用)
- 駿信往還の歴史的まちなみと調和、連携した景観形成
- 景観に配慮した親水空間の整備や修景 など



・富士橋からみた富士川の流れ

(3) 眺望景観の保全・創出に関する事項

本町の優れた眺望景観は、「富士川町らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であり、町民や観光客等、多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この風景資産を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光や景観まちづくりに活用していくため、次のような取り組みを促進します。

① 眺望景観ガイドプランの検討

本町の優れた眺望景観の保全・創出・活用を図るため、次のような内容の「(仮称) 富士川町眺望景観ガイドプラン」(指針) の策定を検討します。

■ガイドプランにおいて定める事項等（例）

- 眺望景観の保全・創出方針
- 優れた眺望場所と眺望景観保全地域の選定に関する事項
- 眺望場所ごとの眺望景観の保全・創出方針
- 眺望場所の整備に関する事項
- 眺望景観保全地域における建築物等の行為の制限に関する事項 など

② 眺望景観の保全・創出に向けた取り組みの促進

■優れた眺望場所の選定

町民や観光客等からの公募、フィールドワーク等の住民参加イベントなどにより、町内の良好な眺望場所(ビューポイント)を選定し、眺望景観の保全・創出に関する事項を定めます。また、景観眺望マップの作成等により、積極的なPRに努めます。



・丸山林道からみた富士山の眺望

■良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望広場の整備、サイン類の設置など、魅力の向上を図るとともに、必要に応じて電線類、広告・看板、眺望阻害樹木など景観を妨げている要因の改善を図ります。



・源氏山登山道からみた甲府盆地の眺望

■良好な眺望に対する景観コントロールの推進

眺望上重要な場所については、その周辺および眺める範囲(眺望域)に関わる建築物等に対し、第4章で示した行為の制限事項に加え、「(仮称) 富士川町眺望景観ガイドプラン」に定める眺望景観保全地域の建築物等の行為制限事項に基づき、良好な眺望を損なわないよう適切な誘導を図ります。

(4) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項

下記に示す文化的景観の制度の趣旨から、本町においては、例えば次のような景観が文化財保護法に定める「文化的景観」として挙げることができます。

今後、本町の文化的景観については、町民の意見や「富士川町景観審議会」の意見を聴くとともに、必要に応じて選定委員会を設置し、選定を行います。

■本市の文化的景観（候補案）

- 富士川舟運に関わる歴史文化的な景観
(旧街道、歴史文化的まちなみ、歴史的建造物、舟運の河岸、船着き場跡など)
- 山麓・山間地の里山と棚田が一体となった農耕文化を伝える美しい景観
(巻米、平林、穂積周辺)
- 本町の奥深い山間や谷筋に古くから形成された郷土の原風景を残す農山村の景観
(平林、高下・小室、鬼島・国見平・長知沢、箱原、鹿島、柳川・鳥屋、十谷集落など)

<参考>文化的景観について

近年、開発によって地域の個性が失われていく中で、棚田や里山といった人々の生活や風土に深く結びついた地域特有の景観（文化的景観）の重要性が見直されるとともに、その保護の必要性が認識されるようになりました。

このような流れを受けて、平成17年4月1日に施行された改正文化財保護法では、文化的景観を文化財の一領域として加え、「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第二条第一項第五号）と定義し、重要文化的景観の選定、現状変更の規制等に関する規定が盛り込まれました。

これにより、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申し出に基づき、都道府県または市町村が定める景観法に規定する景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、保存計画の策定、条例による保護措置などの条件を備えたものの中から、特に重要なものを重要文化的景観に選定することができるとしています。



・巻米の棚田の景観



・鹿島の集落景観

第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1. 景観まちづくりの考え方

本計画で掲げた景観形成の目標や景観施策は、次のような考え方に基づいて推進します。

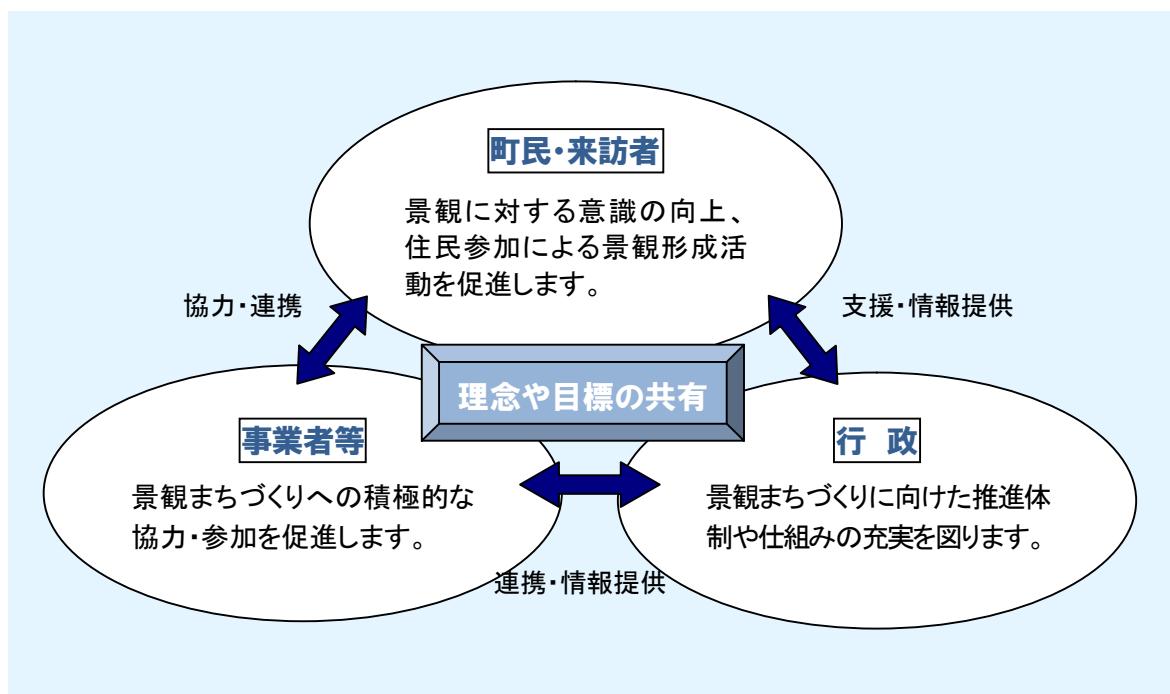
町民、事業者、行政など、 多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進します。

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、町民、観光客等を含む多様な来訪者、事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人一人が富士川町の財産である景観の価値や魅力を改めて認識するとともに、本計画に掲げた景観形成の理念や目標を共有したうえで、お互いの役割を認め合い、できるところから一歩一歩着実に進めて行くことが必要です。

美しい自然や田園景観、富士川舟運の歴史を感じさせる景観など、先人から受け継いだ地域の個性的な風景を守り、より美しく活き活きとしたものに育てていくため、町民や来訪者、事業者、行政など、多様な人々が共に手を携えながら、協働による「景観まちづくり」を推進していきます。

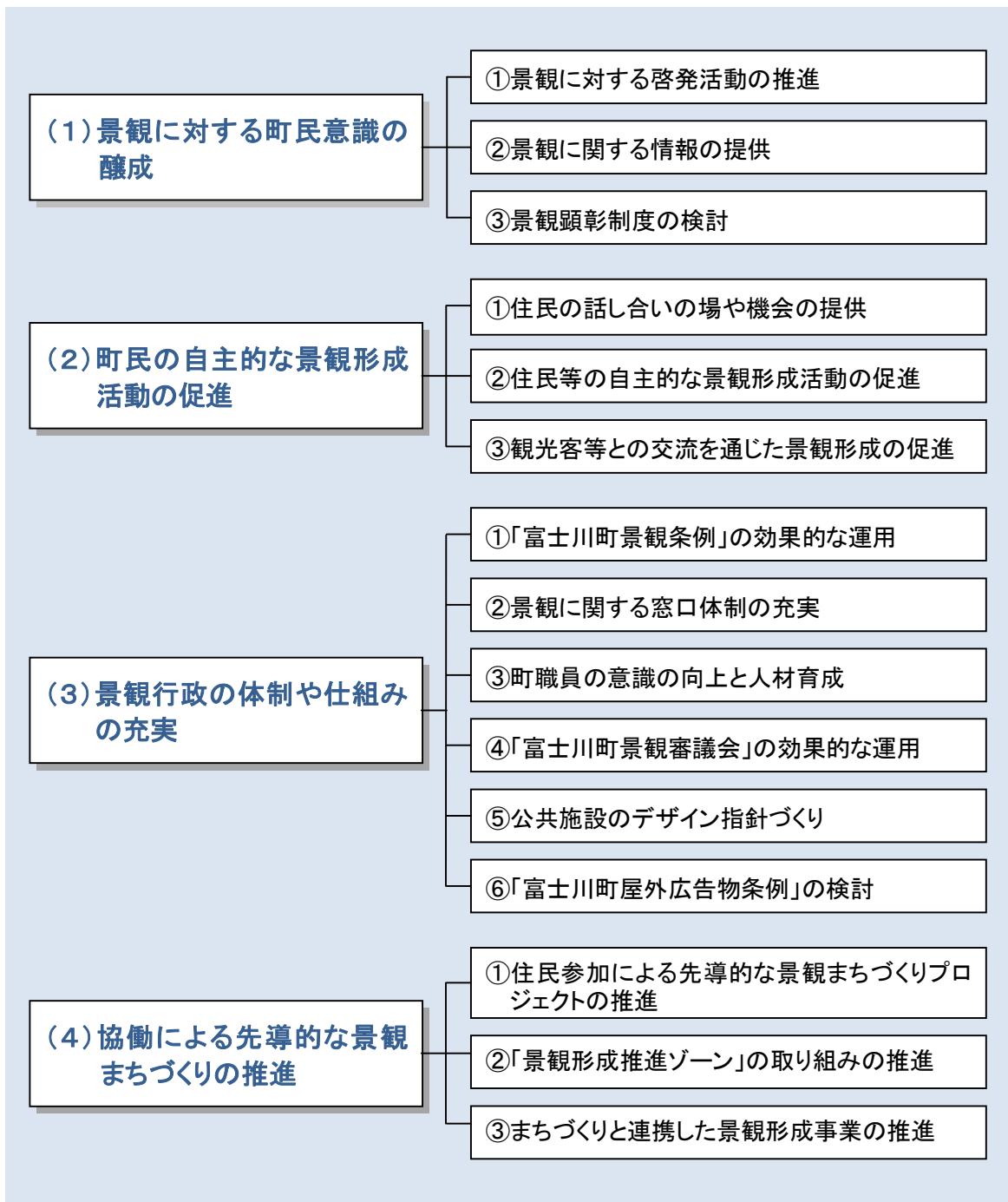
■協働による景観まちづくりの考え方



2. 計画の推進に向けた施策

「富士川町景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

■計画の推進に向けた施策の体系



(1) 景観に対する町民意識の醸成

① 景観に対する啓発活動の推進

本町の景観の魅力や景観形成に対する考え方を多くの住民や観光客、事業者等に知つてもうまい、景観に対する理解と関心を深めていくために、次のような啓発活動を促進します。

■主な啓発活動（例）

- 「富士川町景観計画」のPR用パンフレットの作成
- 「(仮称)富士川町景観百選」の実施(公募による選定、観光PRなど)、景観コンクールの実施
- 景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会等の開催、景観懇談会等の開催
- 風景体験イベントの開催(まち歩きイベント、景観クイズラリーなど)
- 地域単位のお宝景観マップの作成、全町的な景観マップの作成
- 四季を通じたPRと啓発活動の充実、景観資源を掘り起こし結びつける「物語性」づくり
- インターネットを活用したPRの充実
- 山梨フィルムコミッショナの活用(映画やTVドラマのロケ地など) など

② 景観に関する情報の提供

本町の景観に関する情報を町民・観光客、事業者等が気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点（道の駅富士川、交流センター塩の華など）、富士川町のホームページなどを活用し、次のような景観に関連する情報の提供を推進します。

■提供する主な情報（例）

- 富士川町の景観の紹介(景観マップ、お宝・見所等の特徴的な景観、景観資源、行事・祭事、イベント紹介など)
- 景観の行政窓口に関すること
- 「富士川町景観計画」や「富士川町景観条例」に関すること
- 建築物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- 景観形成活動の支援に関すること
- 町内の景観形成や地域おこしに携わる団体やNPO、サークルの活動に関すること など

③ 景観顕彰制度の検討

町民や事業者等の景観まちづくりを促進するため、景観に関する優れた取り組み（景観形成活動、建築物、動植物の保全・育成活動、生け垣・オープンガーデン、緑化活動や維持管理、美化活動など）に対する「景観顕彰制度」の創設を検討します。

その選定や表彰にあたっては、町民が参画した審査委員会を設置するなど、住民参加による評価の仕組みづくりについても検討します。



・森林の再生（ますほ里山暮らしを学ぶ会）

(2) 町民の自主的な景観形成活動の促進

① 住民の話し合いの場や機会の提供

町では、第1次富士川町総合計画での「町民対話集会」や、富士川町都市計画マスタープランでの「まちづくり住民会議」におけるワークショップをはじめ、地域や区などでも、地域のまちづくりや景観に関する話し合いの場、活動の場が少しずつ広がりつつあります。

また、各アンケート調査においても、住民の景観に対する関心や景観まちづくりへの参加意向が高いことが伺えます。

住民参加による景観まちづくりを推進するため、住民が景観まちづくりに対して自由に話し合える場（住民懇談会、ワークショップ等）や機会の提供を積極的に図ります。

② 住民等の自主的な景観形成活動の促進

町では、地域や集落ごとに行っている花植え、草刈りや清掃美化活動を始めとして、まち歩きイベントの開催、巻米地区などの棚田の保全活動など、景観形成に関わる様々な活動が行われています。

また、その主体も個人からサークルやボランティア、区、商店会、住民団体、事業所、NPOなど様々で、今後の景観形成に大きな役割を果たしていくことが期待されます。

こうした住民主体による自発的な景観形成活動への育成や支援を図り、活動の輪を広げていくため、次のような取り組みを促進します。

■住民等の自主的な活動への支援（例）

- 景観形成活動団体の認定・登録制度の創設
- 「富士川町風景づくり住民懇談会」設置の検討
- 山梨県景観アドバイザー制度の活用、本町独自の景観アドバイザー制度の検討
- 公共施設の計画づくりへの住民参加
- 景観に関わるルールづくりの推進（景観協定、建築協定、緑地協定、まちなみ協定）など

③ 観光客との交流を通じた景観形成の促進

町では、大法師さくら祭りや小室山妙法寺あじさい祭りなど、年間を通じて様々な観光交流イベントが行われており、多くの観光客が本町を訪れています。

今後も、こうした観光交流イベントに加え、農業体験、創作体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの地域交流の促進を図るとともに、交流を通じて景観への理解を深めることやマナーの向上につながることなど、本町の景観形成と地域活性化が好循環を生み出すよう、参加と協力を促していきます。



・大法師桜祭り



・小室山妙法寺あじさい祭り

(3) 景観行政の体制や仕組みの充実

① 「富士川町景観条例」の効果的な運用

「富士川町景観計画」に掲げる景観施策を総合的に推進していくため、計画の策定と併せて制定した「富士川町景観条例」の効果的な運用を図ります。

② 景観に関する窓口体制の充実

景観に関する窓口となる専門部署の設置を行なうとともに、町民や事業者等の景観に対する相談・情報提供などの窓口機能の充実を図ります。

また、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な連絡組織の設置も併せて検討します。

③ 町職員の意識の向上と人材育成

景観行政を担う行政職員の意識の向上や人材の育成を図るため、景観セミナー等の職員研修の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

④ 「富士川町景観審議会」の効果的な運用

「景観審議会」は、学識経験者、町民、関係団体、行政等で構成され、景観計画の変更、景観条例の変更、景観重要公共施設や景観重要建造物および樹木の指定、景観形成推進地区の指定、建築等の行為に関する勧告や命令など、本町の景観行政に関わる事項を審議する組織です。今後、景観行政を推進していく上で、景観計画に基づき良好な景観形成に関する事項について適宜・適切に調査・審議を行うなど、適切な運用を図ります。

⑤ 公共施設のデザイン指針づくり

公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観に大きな影響を及ぼすだけでなく、良好な景観を先導する役割を有しているため、次のようなデザイン指針の作成を検討し、これに基づいた公共施設整備を推進します。

■公共施設のデザイン指針の検討

●「(仮称)富士川町公共施設デザインガイドライン」の検討

公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計に際して、施設の形態・意匠、色彩、素材など景観上留意すべき事項や住民参加による計画づくりなど、行政や事業者の共通の指針となるデザインガイドラインの策定を検討します。

●「(仮称)富士川町サイン計画」の検討

公共および民間の情報サイン、誘導サイン、記名サインなどについて、統一感のあるサインを計画的に整備、誘導するため、行政や事業者の共通の指針となるサイン計画の策定を検討します。

⑥ 「富士川町屋外広告物条例」の検討

現在、本町における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき、適切な規制誘導が行われています。

当面は県条例の周知徹底と適切な運用を図っていくものとしますが、一定の実績を積み上げてから、必要に応じて本町独自の屋外広告物条例の検討を図ります。

(4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進

景観行政が本格的に軌道に乗るまでには一定の期間が必要です。

こうした始動期間を乗り越え、景観形成の取り組みを軌道に乗せていくためには、住民や事業者等の多くの協力を得て、できるところから一歩ずつ進め、その成果を目に見える形にしていくことが重要です。

そのため、次の協働による先導的な景観まちづくりを位置づけ、積極的な推進を図ります。

① 住民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

本町では、櫛形山や源氏山周辺のトレイルランコースやトレッキングルート、大柳川渓谷周辺等のウォーキングコース、住民主体による街中ウォーキングの会などもあり、ふるさとの自然や歴史文化、身近な風景を楽しむ機会として住民や来訪者に親しまれています。

また、町では、利根川の緑道整備や、桜の名所である大法師公園と殿原公園を遊歩道で結ぶ「桜回廊事業」に取り組んでいるところです。

住民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトとしては、この緑道や遊歩道、河川水辺、水路や棚田の風景、眺望等を活かし、より魅力あるものとしていくことを目的に、次のような「(仮称) ふるさと散歩道・桜回廊プロジェクト」の促進を図ります。

このプロジェクトは、「富士川町まちづくり住民会議」^{*}の提案を反映したものとなっており、遊歩道、緑道などの散策ルートや地域に点在する景観資源を活用し、あまり費用をかけずに、多くの町民が楽しんで参加でき、景観に対する住民意識の醸成や景観まちづくりへの波及効果などが期待されます。

■プロジェクトのイメージ

- 「ふるさとの散歩道・桜回廊プロジェクト」実行委員会の設置
- 「(仮称) ふるさとの魅力再発見まち歩き」、「(仮称) 地域のお宝さがしウォークラリー」等の開催、各種地域交流イベントの開催
- ワークショップ等による散策ルートやフットパスコースの検討、整備方針の検討
- フットパスマップの作成、フットパスガイドの育成・活用
- 社会資本整備総合交付金事業等を活用したフットパスの整備事業など
(眺望場所、ポケットパーク、休憩スポット、サイン、駐車場・駐輪場、トイレ等の整備)

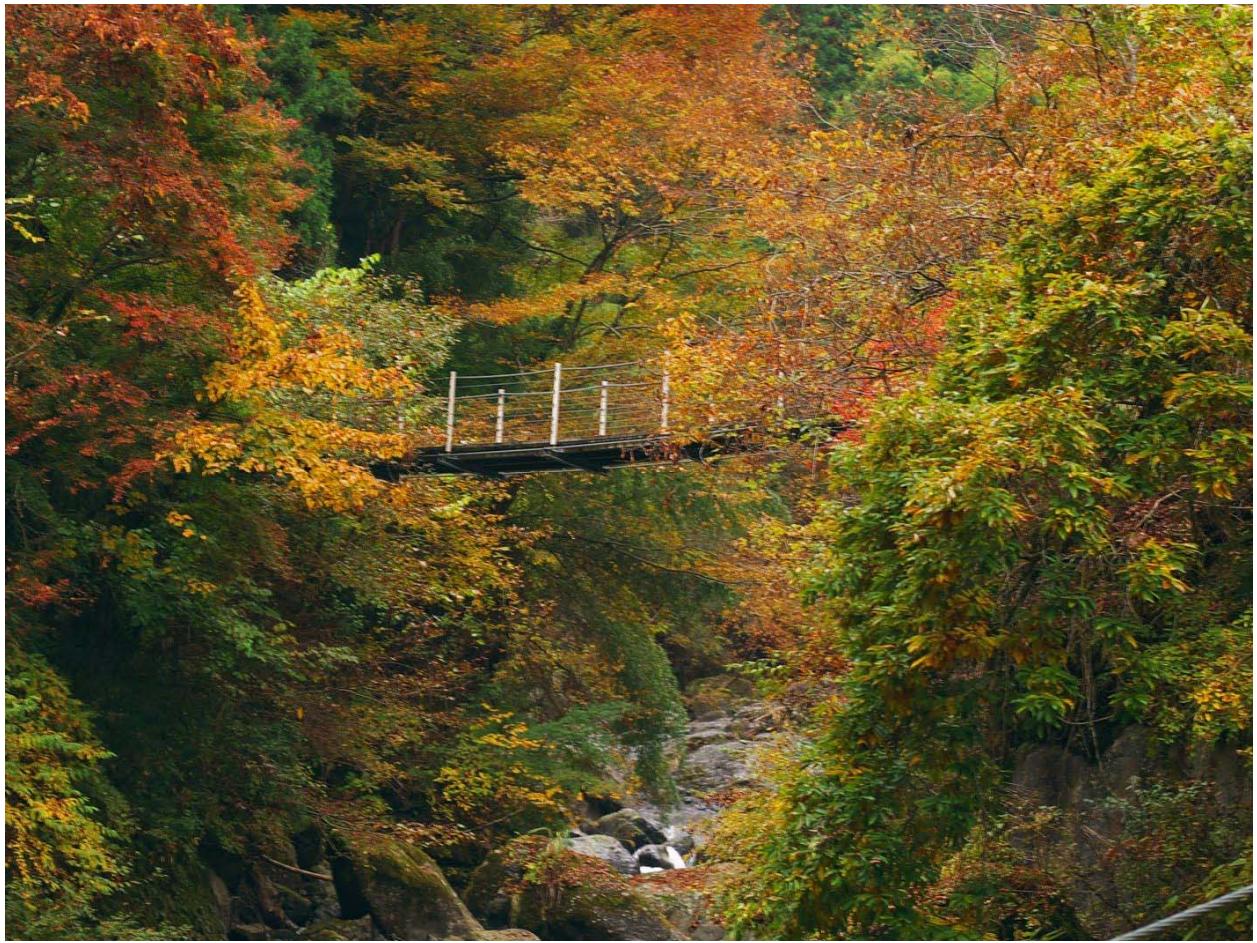
② 「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

本計画で、積極的に景観形成を推進すべきゾーンとして取り上げた「景観形成推進ゾーン」については、今後、地域の要請により順次追加していくものとしますが、住民の取り組み意欲が高いところから地区の景観形成に関する住民組織((仮称) 景観まちづくり住民懇談会)を設置し、景観条例に基づき「景観形成推進地区」に指定していきます。景観形成推進地区においては、先導的に具体的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。

③ まちづくりと連携した景観形成事業の推進

現在、町で実施中あるいは計画・構想のある各種の公共施設整備やまちづくり事業については、本計画の景観形成方針や建築物等の行為に関する基本的方針等に則した事業推進を図るとともに、まちづくり事業と連携した良好な景観形成を図ります。

注) * 「富士川町まちづくり住民会議」とは、富士川町都市計画マスターPLAN策定に際して設置された住民検討組織で、平成24年12月12日に提案書である「地域まちづくり住民プラン」が町長に提出されました。



・大柳川渓谷の紅葉

參考資料



参考資料

1. 策定経過

平成23年度

- 計画の骨子の立案

平成23年12月 □計画策定の着手
平成24年 3月 □計画の骨子の立案

平成24年度

- 計画立案

平成24年 7月 ◇広報に記事を掲載(策定委員会委員の募集)
8月 ●第1回策定委員会
平成25年 2月 ●第2回策定委員会
3月 ◇広報に記事を掲載(パブリックコメントのお知らせ)
◇パブリックコメントの実施

平成25年度

- 庁内調整

平成25年 4月 □計画の決定に向けて府内調整
平成26年11月

平成26年度

- 調整と協議
- 住民説明

平成26年12月 ◇広報に記事を掲載(住民説明会のお知らせ)
◇住民説明会の開催(増穂地区、鰍沢地区)
平成27年 2月 ◇広報に記事を掲載(富士川町景観計画の策定に向けて)

平成27年度

- 審議と協議
- 計画の策定

平成27年 5月 ●山梨県との協議
●都市計画審議会の意見聴取(第1回)
9月 ●富士川町景観条例の制定
●都市計画審議会の意見聴取(第2回)
10月 ●景観審議会への諮問・答申
□計画の策定・公表

2. 策定メンバー

(1) 策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

所 属	職 名 等	氏 名	備 考
学識経験者	富士川町都市計画審議会委員	依田 英男	委員長
関係団体代表者	ふじかわ農業協同組合 監査室長	折居 健	
	富士川商工会 副会長	依田 忠	
	峡南森林組合	望月 留幸	
	富士川町観光物産協会	雨宮 正美	
地域住民の代表的な立場にある者	富士川町区長会 会長	石川 勝男	副委員長
	富士川町議会 総務常任委員会 副委員長	長澤 健	
関係行政機関の職員	山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室 室長	山口 雅典	
	富士川町総務課長	志村 廣文	
	富士川町企画課長	鮫田 和博	
	富士川町建設課長	川住 資農夫	
	富士川町立南部保育所長	望月 ひとみ	

(2) 事務局名簿

① 企画課(平成 23 年度～平成 24 年度)

(敬称略)

職 名	氏 名		備 考
	平成 23 年度	平成 24 年度	
企画課長	齋藤 和彦	鮫田 和博	
政策推進担当課長補佐	齋藤 靖	一	
政策推進担当リーダー	一	長田 博幸	
政策推進担当	石坂 裕樹		

② 建設課(平成 26 年度～平成 27 年度)

(敬称略)

職 名	氏 名		備 考
	平成 26 年度	平成 27 年度	
建設課長	堀口 進	細野 幸男	
まちづくり推進室長	志村 正史	河原 恵一	
都市計画担当リーダー	一之瀬 英志		
都市計画担当	小林 一貴		
	秋山 祐紀		

富士川町景観計画

平成 27 年 10 月

発 行：富士川町

編 集：建設課

〒400-0695 山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢 1599-5

TEL 0556-22-7203 FAX 0556-22-5290

URL <http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/>

協 力：株式会社 ブレーンズ



富士川町

富士川町景観計画
LANDSCAPE PLANNING OF FUJIKAWA TOWN